

予算審査特別委員会

日 時 令和4年3月11日（金）

9：00～15：08

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長  
説明員 （追加聞き取り）実延企画課長、榎尾室長  
傍聴者 なし  
書 記 花倉事務局長、佐伯書記

○近藤委員長 おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

本会開会の前に、本日は東日本大震災から11年たった節目の日であります。いまだ復興は道半ばであり、現地では、元気なかつての日常を取り戻すために一生懸命頑張っておられる姿を目にすることが度々あります。亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、多くの行方不明者の方の早期の発見と家族の元に返してあげてほしいことを願って、日南町議会としてここで黙祷をささげたいと思います。御協力をよろしくお願いします。

黙祷。

〔全員黙祷〕

○近藤委員長 直れ。どうも御協力ありがとうございました。

本日は、先日、委員の皆様から御要望のありました最終的な聞き取りとして、企画課の来年度事業のイチョウイベントについての最終聞き取りを行いたいと思います。

榎尾室長、よろしく申し上げます。

○榎尾室長 おはようございます。企画課、榎尾です。

そうしますと、昨日ございました内容につきまして、4点大きくあったかと思えます。1点目、バスの積算根拠について、2点目、警備員の積算根拠について、3点目、バスの発着場の考え方について、4点目、自己負担、協力金の考え方についての4点につきまして御説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目、バスの積算根拠というところとなります。今回、積算させていただいておりますのは、マイクロバス、朝10時から夕方17時、計7時間ということでバスの見積りをいただいております。単価としましては、資料のほうでお示しさせていただいてお

ります1台当たり6万6,000円ということで計算させていただいております。

日数の考え方でございます。こちらにつきましては、次の警備員さんの積算根拠とも関わってまいります。10月24日から11月20日までの計28日間、うち平日20日間、土日、祝祭日が9日間ということで積算をさせていただいております。平日につきましてはバスの台数につきましては2台、土日、祝祭日につきましては1日当たり5台ということで積算しております。合計、資料のほうに提示させていただいております547万8,000円を計上させていただいております。

令和3年度の状況のほうを御説明させていただきますと、令和3年度につきましては、11月6日、7日、13日、14、11月19、20、21の合計7日間バスのほうを出しております。この間、前段の6、7、13、14につきましては5台、19、20、21につきましては2台のバスのほう、シャトルバスのほうを出しております。合計171万6,000円の経費のほうがかかっております。

続いて、警備の積算根拠になります。こちらにつきましては、警備会社さんからいただいております見積りの中で、日額単価1万7,000円を採用させていただいております。土日、祝祭日につきましては割増し料金がつきますので、表の中で、小さくて申し訳ありませんが、割増し分1.35倍した2万2,950円を基礎単価として採用しております。警備員さんにつきましては、平日19日間につきましては2名、残りの9日間、土日、祝祭日につきましては4名ということで、計28日間分の費用を積算で上げております。こちらにつきましては、合計としまして161万9,000円の費用を積算で見込んでおります。

令和3年度の実績というところで見比めますと、今年度、令和3年度につきましては、11月21日、最終日のみ警備員さんのほうをお願いをしております。2名の方をお願いした経過がございます。

続いて、発着場の考え方というところになります。発着場につきましては、令和3年度につきましては、役場を発着点といたしまして、旧日野上小学校サテライトオフィスとを結んだ経過がございます。来年度以降につきましては、何とか町内でお金を落としていただける、いわゆる道の駅の裏を発着場と今現在考えております。こちらを起点としまして、来ていただいたお客様に帰りにこの道の駅で買っていただける、こういうことも考えていきながら発着場、道の駅の裏ということで来年度は想定しております。ただし、駐車場の関係もございますので、この辺り、その他の場所と併用するような形での発着ということ

も併せて考えていきたい、そのように考えております。

最後、自己負担の考え方でございます。こちらにつきましては、同じようにイベント事業のほうで上げさせていただいておりますホテル乃国の関係でございます。こちらのほうは、ホテルの保護をするために協力金を頂いているところでございます。このイチョウにつきましても、同じような形でイチョウの木をよりよい環境で見ただけの、こういった保護の観点、そして、このイベントを継続していくというところを主眼に置きまして、同じような形で協力金を頂くことを念頭に置きながら開催をしていきたい、そのように考えさせていただいております。この協力金の金額につきましては、まだまだ検討していかないといけない部分がございます。いずれにしましても、皆様方に愛されるようなイベントとして末永くやっていくためにも、無理のないような形での継続っていうのを検討し、協力金を頂きながら末永いイベントとしていきたいと考えております。以上です。

○近藤委員長 以上、皆様方からいただいた質問について企画課のほうに返答を求めて、説明をいただきました。皆さん方の質疑をここでお受けいたします。理解いただけましたでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

どうも企画課の皆さん、ありがとうございました。

それと、もう1点であります。農林課のほうのJークレジットの手数料の値上げについてですが、なぜ手数料率が5%から10%になったのかという質問と、直接売買の手数料はどうか、それからまた、日南町だけが手数料を値上げするかという質問に対して、委員長が農林課のほうで聞き取りをしてまいっておりますので、報告申し上げます。

まず最初に、平成30年9月の決算審査提出資料を見ていただきますと、タブレットでJークレジット販売契約履歴というフォルダがあります。平成30年9月の決算審査であります。9月の決算審査提出資料。農林課の提出資料です。Jークレジット販売契約履歴というフォルダが存在しておると思います。これは、25年から30年までの経緯を決算審査のほうで資料として出されたものであります。それを参考に見ていただきたいと思っております。この中にありますように、当初から5%という仲介手数料は契約として成り立っていたということが分かっていただけだと思います。そして、当初は単価が1トン1万円ということで、それに対する5%という契約であったということ。それから、27年から単価が8,000円に値下がりしたということでもあります。特に、合銀、鳥銀においては、全店舗挙げて取り組んでもらっているおかげで、全国各地からの購入希望が大変増えてきたということと、協議の中で手数料の話も話題になり、実績と行動力、合銀、鳥銀の機動

性を勘案して、アップもやむなしと考えたという説明を受けました。

直接売買の手数料についてですが、直接売買には手数料は発生しませんということです。

それから、日南町だけが手数料を値上げするのかという質問に対してですが、県内で販売しているのは日南町と鳥取県と智頭町だけであって、県は4月7日に契約更新を控えておりますが、変更の予定はないというところで、5%のままで据え置くということです。ただし、販売単価が1トン1万2,000円で、これを値下げする考えはないという、聞いたところ、そういう説明であったということです。

智頭町におきましては、平成22年に149トンを取得されたそうです。現在は全てを販売してしまっていて今売るものがないようで、こういった問題は発生していないという報告でありました。

以上、皆さん方の質問に農林課のほうで聞き取った報告をさせていただきました。

こういうことで、質問を受けられても私が答えられる立場にありませんので、これで暫時休憩に入らせていただきます。再開は25分からといたします。9時25分から総括を始めたいと思いますので、手元のフォルダ、紙ベースで資料を渡しますので、それを熟読して、委員会の進行に御協力をお願いいたします。休憩といたします。

〔休 憩〕

○近藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本日は、今まで聞き取りました各課の予算説明に対し、皆様方よりいただいた審査意見を精査して、審査意見として取り上げるか上げないか、また、その文面についての検討をしていきたいと思っております。

進め方は今までの前例に従っていきたいと思っておりますが、各1番から33番まで現在出ております。それを順番を追って文言を読み上げます。それを意見として取り上げるか上げないかを逐次諮っていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、読み上げさせていただきます。

1番、全般としてであります。令和4年度予算編成方針において、第6次総合計画、第2期総合戦略、行財政改革実施計画等各種計画との連動と整合を図るよう指示されているが、行財政改革実施計画及び公共施設等総合管理計画個別施設計画については、いずれもほとんど予算に反映されていない。また、教員住宅の管理を建設課に移管することなどについても、調整が不十分のまま予算編成されている。各種計画の町政における位置づけと

当初予算の意義を再認識されるとともに、最少の経費で最大の成果が得られるよう事業費を精査されたい。こういう意見が出ております。これを、この意見書として取り上げるのか上げられないのか、審議をよろしくお願いします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 これ、私が提案をしておりますけれども、そこに書いておりますけれども、予算編成方針のところで、編成に当たっては町民の声を聞き、議会からの予算決算に係る意見、さらには監査委員からの監査意見を真摯に受け止め、慎重に検証検討すること。また、第6次総合計画、第2期総合戦略、行財政改革をはじめ、過疎地域持続的発展計画及び公共施設等総合管理計画個別計画等の各種計画との連動と整合を図り、各事業においてSDGs目標達成に向けた取組とすることというふうに施政方針で示されております。予算審査の中で、まず、行政改革推進項目について、ほとんどのところについて認識すらできていないというふうに私は取りました。本会議での質疑についても、例えば時間外勤務の統一基準の策定ですとか、ワンストップ行政のために出先機関の庁舎統合ですとか、そういったところについて、執行部側はあんまり、町長、自立改革推進本部長、総務課長の段階でも認識すらされていないというふうに取りました。全体として、34項目の中についてほとんどこれまでの取組がされていないというところを指摘したいと思っております。

4段目にある教員住宅の辺のところについては、書くべきかどうかというところは皆さんの判断をしていただきたいと思いますが、また、予算編成全般でいいますと、ここに書いておりませんが、新法人への業務委託あたりについても、これまで十分な詰めがされていない中での予算編成になっておると思っております。それは業務委託に向けての要綱ですとか、契約は4月以降になるとしても、仮契約とかっていう前段の取組についてもされていない。特にその中でいえば、観光事業等に対する料金、協力金等の収受あたりにしても、委託の要綱あるいは契約の中で、委託ですから町がその料金等を収受するのか、この法人にさせるのか、一旦させたものを町に入れていただくのかということについても明確でないというふうに判断をしております。ということで、ぜひ、全般のところでも取り上げていただきたいと思っております。ただ、一番下の一文についてはなくてもいいのかなとは思いません。

○近藤委員長 提案者から意見の取り上げた趣旨を説明いただきました。広くこういった意識改革に対して不満をお持ちのようですが、皆さん方どのように。

大西保委員。

○大西委員 私も、予算審査の中で坪倉副議長が指摘されてました、やはり、大きな柱というんですか、計画って大きな柱なんで、それに沿ってどうなのかということについては、大変、議会として、チェック機能の中では一番いいことだと思いますので、私は、これについては載せるべきと思います。内容はともかく、これに載せるってことです。

○近藤委員長 そのほかの方の意見もお伺いしたいですが。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 私も計画に対して、実際、新年度予算でどのような形で計画に対して進めていくかということがやっぱり大きな柱だと思いますので、その部分に関しては非常に同感の部分があります。

それと、あと若干、教員住宅の関係が書いてありますけども、今回いろいろ思うに、予算要求に当たって、いろんな積算の根拠というのが、やっぱりまだ定かでないという部分があると思います。確かに新法人の関係の予算、やはりあれだけ大きな事業であれば事前に情報もいただきたかった部分もございますし、それから、この意見案の中で、ほかにも、例えば25番、介護福祉人材の関係でも、予算説明のときに年度途中で要綱を改定して云々というような説明もあったり、それから、最後の30番の分ですね、やはりこういうような発電事業に関しても収入の部分の見込みが非常に甘いというようなこともありまして、いわゆる予算を設定するに当たっての根拠が非常に甘いかなという部分感じましたので、その部分を今議題となっております計画の部分、それから予算の設定の仕方の甘さという部分で2点に分けて意見のほうを付したらどうでしょうかと私は思います。以上です。

○近藤委員長 文言については、また皆さん方に協力していただいて訂正はするといたしましても、趣旨として、この1番の項目を残すという意見がお二方からいただきましたが、それでよろしいでしょうか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

異議がないようですので、これは意見書として取り上げたいと思います。

それでは、2番目、新たに6人の地域おこし協力隊員の採用を予定されているが、そのうち4人の採用見込みが立っていない。予定どおり採用されなかった場合は、隊員の任務による事業が遅延あるいは実施できない可能性がある。採用が遅れる主な要因は、新年度予算成立前に隊員の募集をすることができないことであるが、前年度に地域おこし協力隊員に係る経費（募集経費、隊員報酬、活動経費等）を債務負担行為により担保するなど、円滑な隊員採用を図られたいという意見を寄せられております。この意見についての皆さ

ん方の意見をお伺いしたいと思います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっとこれ私のほうが出させていただいたんですけども、地域おこし協力隊がこれまで従前の農業研修生を中心とした採用とは変わりをまして、令和4年度予算につきましては、様々な分野で隊員の募集をされるということでございます。そうなってきますと、やはり隊員を採用して働いていただく分野の事業というのが、隊員が採用できるか否かによって、本当にスタート時期が4月1日からというのは、なかなか厳しいという現状があるかと思えます。そうすると、いわゆる予算の積算根拠に関しても、確かに4月1日に採用できれば満額が執行できるかと思うんですけども、現状を考えた中で非常に厳しいのではないかなと思えます。そうなってくると、根拠自体が揺らいでくるということもあると思えます。

話の中で、聞き取りの中で、やはり予算が成立する前に募集はどうかという執行部としての考え方というのがあったと思えます。厳格に言うと、ここに書いてありますように債務負担行為という形で予算を担保して早めに募集をかける、そういうような形をこの地域おこし協力隊の採用に関してはルール化をしていただいて、スムーズな事業執行を行っていただきたいという思いで書きました。以上です。

○近藤委員長 提案者の方から意見をいただきました。

皆さん方の考えをお伺いします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 岩崎委員の指摘のとおりだと思ってます。地域おこし協力隊に限らず、例えば専門職ですとか林業アカデミーの学生とかも含めて、当然に4月からスタートさせる事業について、あらかじめその採用等の手続に入る、募集に入るというのは事業の進め方として当然必要だと思いますが、その過程に、そこがこれまでできていないということが一つの問題でありますし、その手続を進めるに当たって、債務負担行為という予算上の確保した上で進めなければならないと思ってます。一般事務の正職とか会計年度任用職員等については、これは債務負担行為がなくても許される範囲だとは思いますが、事業として行うものについては、債務負担行為というのを使うべきだと思ってます。日南町は、これまで気にはなりましたが、あまりそういう手続をしてません。けども、例えば鳥取県の事務なんかあたりを見ますと、やっぱりそういったところは厳格に債務負担行為を取って4月から採用というか、事業を進める上での必要な人員の確保などについても債務負

担行為を取って、債務負担行為取るということは、議会に対して次年度こういう事業を進めますよということを明確に示すことになるわけですから、やっぱりそこは必要だと思っ  
てます。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私もこれはこのとおりでよろしいと思うし、さすが、監査委員的な立場から物を発されたなという気もしますし、新しい方向性が示されてよろしいと思います。

○近藤委員長 お二方から賛同する意見が述べられました。

そのほかの意見はありますか。取り上げる必要がないという意見がありましたらお受け  
しますが。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようです。これをほんなら採用するというところでよろしいでしょうか。（「はい」  
と呼ぶ者あり）

異議がありませんので、採用するという方向で進みます。

続きまして、3番、会計年度任用職員と正職員の間には、休暇や手当の面で大きな格差  
がある。制度を改善して格差を縮めるとともに、国に必要な財政措置を求められたいとい  
う意見が寄せられております。これについて皆さん方の意見をお伺いします。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ私、一般質問でも申し上げたことですがけれども、重ねて申し上げます、  
例えば、手当につきましては扶養手当、住居手当、それから勤勉手当ですね、こういった  
ものが会計年度任用職員の方には支給されてないということがあります。それから、休暇  
については、言ってきた産前産後の休暇ですとか妻の出産、妻の産前産後、子の養育とい  
うような休暇は有給になりました。これは国の方針が変わって有給になって、この辺はよ  
かったと思うんですけれども、依然として、私ごとによる負傷、疾病というのは無給の休  
暇になっております。というような感じで非常に大きな差がありまして、この手当、休暇  
については、民間の日本郵政が最高裁まで争った裁判では、格差なく認めるべきだとい  
うような判決も出てますので、そういったことも考え合わせて、ぜひ格差をなくすような方  
向で努力してもらいたい。それに対しては、やっぱりお金の問題、財政的な問題というの  
は出てきますので、やはりそこは国に措置を求めていくということが必要になってくる  
と思うので、はい、という意見です。

○近藤委員長 提案者からの意見を頂戴いたしました。

これに対して意見をいただきます。



久代安敏委員。

○久代委員 私は賛成です。続く4番目の項目も同じような内容で私、提案をしていますけども、やっぱり会計年度任用職員の仕事に頼らざるを得ないのが地方自治体の実態です。ですから、正職員との格差をやっぱり縮めるようなことに本気になって努力しなければ、会計年度任用職員の雇用さえもままならないということで、私は、ぜひともこの問題は自治体の焦眉の課題だと考えてますので、取り上げてほしいと思います。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほど4番の件もありましたので、私、この3番、4番合わせて、特に取り上げる必要はないんじゃないかと思います。まず、業務によるプロフェッショナル感に関しては、やはりそれは遂行する必要がありますけども、この件、毎年出てます。それで、やはり正職員と会計年度任用職員、違いが、気持ちもあると思いますし、以前もよく言葉がありましたけども、やはり時間の使い方、例えば、前後にフルタイムではなくて、ある程度のパート的な時間の使い方でありませうとか、責任の問題等々あって、やはり本当に正職員にもしということであれば、やはり試験を受けて、しっかり勉強されて試験を受けて、そのルールで採用されると。会計年度任用職員もそれはある程度同じではありますけども、もう少し、どういいますか、士気がちょっと、どういったらいいんでしょう、もう少し、何ていうのかな、気持ち的なところでは、やはりちょっとあってもいいんじゃないかなと思います。これは毎年出てますけども、これは載せる必要はないんじゃないかと思います。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、どうしても私は民間でいろいろ働いてきた経過がございますので、この会計年度任用職員は総務省の管轄なんですけど、私は厚生労働省の感覚で、民間的な立場で言いますと、いろんな待遇が、最低ラインは労基法で決められてましたけども、それ以上の項目についてはいろいろあります。逆に言いますと、民間から見ますと、物すごく優遇されてるなというのがありますので、いろんな面で。一つの例を言いますと、民間では有休をいただけるのは6か月を過ぎてから、初めて10日間。ところが、いろんな公務員に、任用職員もですけど、入ってすぐからもう、一例でいくと、もう有休が付与されるということで、いろんな面で、やはり任用職員でもいろんな方おられる。フルタイムで若くていう方もおられれば、中年的なパート、また逆に定年後の方もおられる、いろんな形がおられますので、全てそういうことを照らし合わせると大変な混乱するし、あくまで採用で応募されるときは、その条件を確認した上で応募されてると思いますので、なってから、

この条件ですかね、こうしてくれじゃなしに、やはり、それに受けられるときには、その条件を、また採用するときの条件をちゃんと確認しながらで、いろんな話合いについては民間でいくと、労使の場合と、会社と組合ということもあります。そこでお互いに話し合っていてやっていくのが通常ですんで、今現在、会計年度任用職員について2年目になるんですけども、いろんな面で改善されていっておりますので、現時点では上げなくてもいいと思っております。

○近藤委員長　ここでお諮りします。4番の提案者の方から、3番と同じ趣旨であるのでセットでというような発言があったようにお聞きしました。これは3番、4番合わせての審議とさせていただきたいと思えます。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

そのほか、意見。皆さん、4番については読んでやってください。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員　まず、今のお話ですけれども、民間との条件の違いはいろいろあるとは思いますが、年次有給休暇については、労働基準法上、働き始めてから6か月後に付与されます。付与された年次有給休暇の消滅時効は2年ですということで、その点は、少なくとも公務員も変わらないと思えます。この冊子にそう書いてあります。例外があるのかもしれませんが、原則としてはそういうことですね。

それで、あと、ちょっと勘違いしていただいて困るのは、3番で問題にしているのは、あくまでも会計年度任用職員の方と正職員の方との格差です。民間との格差というのは、格差というか、民間との違いというのはあるとは思いますが、そうじゃなくて、公務員として地方公務員、同じ日南町役場の職員として、先ほど申し上げたような差があるというのはやっぱり。会計年度任用職員の方も、会計年度任用職員になってから、宣誓書にちゃんと署名をして勤務するということになりましたし、勤務形態としても10年以上働かれてる方も結構たくさんおられますし、もう勤務の形態としては正職員と変わらないのにこういう格差があるんだということを、そこを何とかしてほしいというのがこの3番の意見の趣旨ですので、そこは誤解のなきようお願いします。

○近藤委員長　古都勝人委員。

○古都委員　今日は、予算審査の意見の取りまとめであります。今おっしゃっておられるようなことは国レベルの制度でありまして、意見書に記載するような内容ではないと考えますので、今の3番、4番については審査意見として上げずに、また別の機会で議論をい

ただければと、私はそのように感じておりますので、御検討をお願いいたします。

○近藤委員長 久代安敏委員。

○久代委員 今、同僚委員からちょっと納得のいかない発言です。だって、日南町の条例で決まっているわけです。条例は、西部一円で同じような条例の制定されたわけだけでも、自治事務で、自治体独自につくることはできるわけなんですよ。国の言いなりに、総務省が決めたからといって、それに、総務省がやがていろんな改善をするにしても、今ある問題に対して予算の中で提案されているわけですから。全然検討違いの発言だと私は考えます。

○近藤委員長 ここで、今まで出た意見を若干整理させていただきます。

要するに、会計年度任用職員と正職員の間、仕事の勤務状況にそんなに差異はないのに待遇面で結構な差があるという趣旨に対して、試験を受け、それなりのハードルを越えてきた人と、それから条件を認識してパート的な要件の下に応募された方という差があるということ。

それと、もう1点が、改善が不十分だという意見に対して、年度ごとに改善されてきているので、今ここで上げる必要はないという意見の皆さん方の差があると感じました。そのほかに何か意見をお持ちの方がおられましたら発言を求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 もともと正職員と会計年度任用職員の採用の仕方は当然違うわけでありまして、本当に一緒になってしまえば、正職員になるよりも会計年度任用職員で就業したほうが良いというような安易な考えにもならんわけです。もう正式に職員として頑張って勉強して試験を受けてなられた方と、それは若干、もうほとんど最近では会計年度任用職員になってから待遇は非常によくなって、ほとんど変わらないですよ。そういうことを考えれば、私は現行の状態ですべて問題はないというふうに考えます。

○近藤委員長 最後に、岡本健三委員。

○岡本委員 すみません、皆さん、あんまり御存じないようなんで言いますが、これ、手当を、休暇を同じにしたとしても、差は物すごくあります。まず、初任給、会計年度任用職員の場合、初任給が、これはもちろん正職員でも決まっていますけれども、そのほかに給与の上限が決まっています。基本的に4年間分の昇給はしますけれども、それ以降は昇給できない仕組みになっています。今あえてそこには触れてませんが、そこはちょっといろいろ難しい問題があるので給与面は触れてませんが、手当、休暇が改善されたとしても

給与面で大きな違いがありまして、試験の面についても、私、別の試験で入った人が同じ職場で働くということ自身は必ずしも否定しないです。ペーパー試験に優れた人もいれば、ペーパー試験はちょっと苦手でも現実の勤務には向いてるという方も、あるいは地域の方を、例えば、まち協の事務長なんかは地域の方を採用するという意味合いもあるので、試験2種類やるというのは必ずしも悪くはないと思うので、その辺はまだこれから議論の余地がいろいろあると思うんですけども、ただ現状で、この休暇と手当は、民間でも昔の労働契約法の20条、ちょっと新しい法律になって、また法律の名前変わりましたが、とにかく同一賃金同一労働というのは今国が進める方針ですので、それを公務員が無視するというのはかえっておかしなことで、その辺のことをちょっと誤解なく、これを改善したとしても、本当に差はまだまだ全然ありまして……。

○近藤委員長 意見賜りました。

○岡本委員 ちょっと長くなりまして、すみません。

○近藤委員長 平行線をたどるようですので、ここで採決を取って採用するかしないか決めたいと思います。また、文言については、後日決めさせていただきます。

3番、4番をセットで皆さんにお諮りいたします。これを採用すべきという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 挙手2名。

採用する必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6人だな。採用しないという意見が6名ということで、多数を占めましたので、これは今後の課題として残すにしても、採用しません。

続きまして、5番、単位組織活動費補助金の支払いは、人権教育を全町民の学びを促すことに逆効しており、これ、効の字が違うか。（「ごめんなさい、行くに訂正してください」と呼ぶ者あり）逆効の効の字が違っておられますので、訂正をお願いします。逆行しており、特定の地域に限定することは公正ではなく中止すべきである。人権教育を重要な社会教育と位置づけ、教育委員会に所管を移すことを検討すべきである。この意見に対しての皆さんの意見をお伺いします。

久代安敏委員。

○久代委員 この問題、以前から申し上げておりますけども、まず、単位組織活動補助金

ですよね。いわゆる特定の地域に補助金を今出してます。このやり方は、人権教育を全町民で本当に進めていくという趣旨から考えて、特定の地域に限定した補助金の支払い方は全くもって不公正だということも書いてます。その人権教育というものを本当に重要な、日南町だけでももちろんないわけですけども、人権教育、本当にこれから進めていく上に当たっては、やっぱり所管の、今総務課の所管ですけども、社会教育としてしっかり位置づけて、教育委員会に所管を移すことも検討する時期ではないかというふうに私は考えます。男女共同参画の事業なんかもありますけども、みんな全て人権センターで今やられてますけども、人権センターのハードそのものを含めて、やっぱり日野上の地域振興センターもこのたび予算で改修されるわけですけども、やっぱりあその位置にある人権センターの運営の仕方も含めて、やっぱり2002年にこの法律がなくなった、法的根拠がなくなった、20年になるわけですよね。ですから、やっぱり改めて検討すべきであるということの趣旨で、ぜひとも取り上げていただきたいと考えます。以上です。

○近藤委員長 この意見について皆さん方の意見をお伺いします。ありませんか。

ないようです。これを……（発言する者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 私もこの意見取り上げるべきだと思います。やっぱりこれから求められていることは、広い人権教育、社会教育ということですので、もちろん同和問題ということも忘れてはいけませんけれども、そういったものを含めて教育委員会でしっかりと位置づけて人権教育を進めていくべきだと思いますので。

○近藤委員長 取り上げるという意見が2名の方よりいただきました。取り上げる必要がないという方はおられないようですが……。

古都勝人委員。

○古都委員 今の、別にどこの課に所属してということとはあまり関係ないことでありまして、つい最近までは教育委員会が所管した時期もございました。総務課になって支障があるというもんでもありませんし、今、広く人権の活動、助成の関係、いろいろやっておられまして、非常に落ち着いてきた時期でありますので、これをあっちに持っていかかこっちとかいうやな議論は今必要ないと考えますので、私はこれは載せなくてもいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、御検討をいただきたい。

○近藤委員長 そのほか、採用する必要があるという意見も出ましたが、そのほかの方の御意見をお伺いしたいと思いますが。ありませんか。

荒木博委員。

○荒木委員 この問題について、ちょっと年数は覚えてない、平成28年に法律が新しく施行されているというふうに思っております。それに基づいてやっぱり施行されているというふうに思いますので、この問題は特に取り上げなくてもよろしいというふうに解釈いたします。

○近藤委員長 質疑を終了させていただきます。

この5番の人権施策推進事業及び人権センター管理運営事業に対しての意見を取り上げるべきだという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

取り上げる必要はないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。よりまして、この項目は、取り上げることにいたしません。

続きまして、6番、企画一般管理事務についてであります。行財政改革実施計画（令和2年度から6年度）について、これまでのところ、その取組が十分と言えない。令和4年度は計画期間の中間年にも当たることから、実施計画の達成に向け鋭意努力されたい。この意見について皆さん方の意見を頂戴したいと思います。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 1番にも行財政改革のことが書いてありますが、それは1番では予算への反映、反映といいましょうか、ということでありまして、ここでは行財政改革個別項目の推進について、特に進めていただきたいということでありまして、自立改革推進本部の事務としてこの行財政改革の推進がありますけれども、4年度、特に力を入れていただきたいという思いであります。ですので、1番のところとは趣旨が違ふと御理解をいただきたいと思っております。

○近藤委員長 ということで、1番については、予算に向けて計画に沿った予算の執行をしてほしい、執行いうかな、反映させてほしいという思いと、計画自体を達成されるよう促すという趣旨のものだそうです。

久代安敏委員。

○久代委員 これは、1番の中に包含できると思います。行革のことも1番で触れられておりますので。1番の文言を若干文章を変えることによって、要するに令和2年度から6

年までの実施計画についてでしょう、がきちっとされるようにということの趣旨だから、1番の修正で対応できると思いますが、どうでしょうか。

○近藤委員長 文章をつくるには、恐らく2つに分けたほうが楽なとは思いますが、それと、若干ですけど、自分の読み取ったところで、中間年ということで、これがちょっと提案者にはひょっとしたら思いがあるのかなという気がしました。

大西保委員。

○大西委員 私は、これは1番に何とか。残しておいて、後でもう一度文言を。1番も相当長い文書になってますんで、これも削除していくので、その何行、行の問題じゃない、中身なんですけども、これも放り込めるような形にされたほうが、やっぱり計画、もう重要な計画なんで、ではどうかと。後でまた、要するに今回これは残しておいて、次にまた話をしてはいかがでしょうか。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先ほど委員長もおっしゃってましたけども、1番は予算編成からの部分に対する考えが中心であります。計画は予算に反映されていないというところ。やっぱりここでいうのは、行財政改革推進事務自体が不十分であるので、特に4年度は力を入れてほしいと、中間年でもあるしということでもありますので。特に4年度というのは、検討することのいろいろ34項目のうちに、例えば民間委託について検討するとかというようなことがあって、検討の最終年なんです。5年、6年で実行に移すかどうかというところなんですけども、ですので、分けて取り上げていったほうがより分かりやすいしインパクトがあると思っております。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 戻りますけど、1の最後の2行目に、各種計画の町政における位置づけと書いてあります。こういった形、やはり大きく、各種計画だったら各種計画の中でこれをしたらいいかなと思いますので、取りあえず1とこれを、6番を重ねて、また文章を考えたらいかがでしょうか。

○近藤委員長 この趣旨について皆さん方にお諮りします。

この趣旨を採用する必要はないという方の意見がありましたらお受けします。（発言する者あり）この趣旨、採用するのに当たって、1番と一緒にする、それから別にするのは置いて、この6番の趣旨を採用する必要があるかないかについて、これを採用する必要がないという方の御意見がありましたらお伺いします。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これは、先ほど大西委員がおっしゃられましたけど、残して1番と合同するのか、また、あるいは別建てで意見書として取り上げるのか、再度検討していきたいと思います。では、これを残すということにします。

7番、関東・関西の両町人会を、東京や大阪を会場に開催することを再考し、日南町内で開催することのほうが費用対効果が大きいと考えるので検討することという意見をいただいております。

久代安敏委員。

○久代委員 細かいといえば細かい話なんですけども、私、これまでずっと東京、大阪で、たまたま去年とおとしは開催ができなかったけど、ずっと何年か何十年か前に日南村かどっかで日南町出身者を招いてされたこともあったと記憶していますが、やっぱり日南町に本当に、予算審査のときにも申し上げましたけれども、日南町に本当に知ってもらおうと、実態を、リアルに。それで、ふるさと納税とかいろんなことを東京の関東町人会、関西町人会の人に訴えるというようなこともありますけども、やっぱり本当に日南町の現場に来ていただいて、まずは、よく知ってもらおうと。役場の企画課の職員は、出ていくよりもむしろ大変だとは思いますが、迎えるほうがね、実務的にも。けども、そういう難儀をされることがまちづくりにもつながると考えてますので、できれば予算、いつも秋口に、11月ですかね、開催されていますけども、しっかり事業そのものを検討されたいという趣旨であります。以上です。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私は、この問題はある意味ちょっと変わった提案ではありますが、ただ、これは載せる必要がないと思います。ここに費用対効果が大きいと書いてあります。私は、決して大きいとは思いません。そして、日南町に来てくださいということでした。逆に、私は同僚議員に東京、大阪の町人会に行って現場を見てくださいと申し上げたいです。

まず、東京や大阪でされるからこそ、そこで事務局があって、日南町というこのキーワードですね、これを酒のさかなにして盛り上がる、そこがやっぱり大事なんです。高齢の方もいらっしゃいますし、若い方も当然いらっしゃいます、少ないですけども。日南町に来てというのであれば、お正月やお盆は帰省するし、同窓会の補助金もあります。ですから、これを特に上げる必要はないと思います。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 意見を出されました久代委員の気持ちも分からんではないです。そういう形



もありかなとは思いますが、ただ、執行部が予算を提案されたということは、もう関東、関西の町人会の役員の方々といろいろと調整をしながらこういう形で進めるよということで予算を提案されてます。あえてそれを意見として曲げる必要はないと思います。ただ、今後の在り方については、こういう意見もあったよというところで、実際に意見書に上げるまでもなく、次回、その先についても役員の方々と調整していろんなやり方を検討いただければというぐらいのところだと思います。以上です。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 提案されたことについては、趣旨としては賛同いたします。しかし、現実問題として、関東及び関西において自主的な組織として町人会を設置を組織されて活動されております。そういう状況の中で、確かに日南町に来ていただくということができればいいんですけども、それぞれの組織の会員の拡大あるいは行事への参加等、それぞれ課題を抱えておられる中で日南町まで来ていただくというのは、現実的になかなか難しいではないかなと思っております。趣旨は理解しますが、現実的な対応として、今年度これの実現を目指すということは難しいと思いますので、取り上げる必要はないと思います。

○近藤委員長 古都勝人委員。

○古都委員 私も提案された方の思いは痛いほど分かるわけですが、町人会設立、職員時代にした経過があって、各校区ごとの役員を関東、関西に配置していただいて、その方と相談をして、どのように運営するかということをやってきたわけですが、先ほど提出委員からもありましたけども、一度日南村に来てくださいということでやってみました。そうすると、会社を2日も休まないといけんというようなことがあったり、それから、半分ぐらいの人が実家に帰って泊まると。日南村でお金を払うよりは実家に帰って泊まるけえ、あしたの朝また来るけえというやなことで、なかなか盛会にならなかった経験をいたしております。ですから、それは各ブロックの役員さんと事務局が相談をして、事務局が提案してみてもどうかなというようなことも考えないと現実的でないと。坪倉副議長の言われたように、やはり負担を少なくして参加者を増やす、こちらから出向いて日南町をPRするというのが現実的だと思いますので、上げる必要はないと考えております。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 私も上げる必要はないと考えております。私も関東のほうには2回ほど行かせていただきました。大阪にも行かせていただきました。そこでやはり話ししますと、結構年配の方がおられて、大阪でしたら奈良からで、あるいは京都からであるとか、やっぱ

り大阪のここでやるから来れるんだと。それで、関東行きますと、埼玉だ、群馬である、そういった遠くから、ここだから来たんだよという方、その方でしたら1日往復すればいいし、大阪近辺であれば、本当に昼から3時間程度の会合なんて出やすいということをおっしゃってましたので、私にとってはそういった形でこっちから出て行って、いろんな情報交換しながら、そして、最終的に一番いいのは、もし成功された方が日南町に企業申請するなり、また萩原珈琲のような形でいろんなつながりが出来上がってくるので、私は、将来的にどうなるか分からん、現時点でこのまま続けるべきであって、上げる必要はないと思っております。

○近藤委員長 審議をここで打ち切らせていただきます。皆さん方の意見として、提案者の思いは大変よく分かるという言葉が多くありました。ただ、聞き取りの調査のときでも、執行部のほうの説明の中で、向こうの事務局と話し合っ、その中で、このたびは東京、大阪を会場にやるという趣旨の説明もあったように認識しております。ここで採決を取る必要があるでしょうか、提案者の方。取ったほうがよろしい。

久代安敏さん。

○久代委員 採決まで取らなくても、私の趣旨は、やっぱり何年かに一度は、やっぱり日南町に来ていろいろやってもらうという趣旨になるので、採決をする必要はないと思います。

○近藤委員長 思いは分かるという意見が大変多かったので、意見があったことは伝えたいし、また、別の機会でも提案という形でしていただけたらと思います。

8番、新しくスタートした「たったもカード」行政ポイント事業を、町内外に積極的にアピールすることという意見です。

久代安敏委員。

○久代委員 たったもカードについては、皆さん、議会内も町民の皆さんもよく知っておられるのですが、このたび、カード1,000枚、町外の方に発行するというのもあってあります。その点について、やっぱり日南町が取り組んでいるこの事業、特に行政ポイント事業についても、なかなかよく分かりにくいということが、スタートしたばかりですからありますが、担当課のみならず行政機関の皆さんは積極的にアピールして、本当に有効活用できるような仕組みに、さらに頑張ってくださいたいという意味で、簡単な提案をしてみました。以上です。

○近藤委員長 この意見に対して、取り上げる必要があるのかないのか、お伺いします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 まず、提案された方への質問も含めてですけども、町内はよく分かりますが、町外の方が日南町の行政ポイントを得られるチャンスっていうのは、そんなに多くないと思います、この一覧を見る限り。ですので、どの程度を想定されているのかっていうことをまずお聞きをしたいし、ここに触れられているのは行政ポイント事業ですから、たったもカード全般の利用については町内で買物を促すという意味では理解できますけども、行政ポイントについて町外の方がどれだけ利用のチャンスがあるのか、そして利用されるのかっていうことを考えたときには、非常に、それほどの効果は期待できないと思っておるということです。どうでしょうか。

○近藤委員長 久代安敏委員。

○久代委員 あの文章は、ちょっと文章そのものが、行政ポイント事業は町内に限定されてます。ただし、たったもカードそのものは、町外に1,000枚、このたび発行するという事業です。だから、せっかく発行しても、カードの、何ですか、意味がなくなるということが心配されるので、町内外にという意味です。行政ポイントは付与されませんから。それは、私も……（発言する者あり）町外の人にはですよ、ということです。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この間スタートしたばかりということで、いろいろと議会にも事前に委員会等に説明があったりしております。予算のほうも組まれて、無事スタートもしたわけでございます。多分、提案委員も、思いは頑張れよという言葉だと思います。その思いというのは多分通じておると思います。あえて意見として上げるべきことではないと思います。

○近藤委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、その行政ポイント、行政ポイントだけじゃなくて私広く宣伝してほしいですけども、行政ポイントについて、町外の方も取られる可能性はあります。例えば、今上がってるだけでも、日南町民大学は普通に町外の方でも参加できますし、あと、今ちょっとこれよく見たら上がってないんで何でかなと思ったんですけども、ふれあい人権講座なんていうのも、もし追加してもらえれば、町外から参加されてる方もおられます。だから……。

○近藤委員長 中身については若干、この提案の意見に対しての一応……。もし、あったら、次回にでも自分のほうから提案していただきたいと思います。

○岡本委員 だから、要するに言いたいことは、行政ポイント取られるチャンスもありま

すし、その機会に宣伝することも可能ですし、町外の方に対しては。あと、町内の方に対しては、やっぱりお一人暮らしの御老人なんか1万2,000ポイントの行政ポイントが少なくとも付与されるので、そういう方がそれを無駄にするのは非常に残念なので、そういう意味でも、私は宣伝を広くしていただきたいというふうに思います、あらゆる機会に。

○近藤委員長 分かりました。

それでは、質疑を打ち切りたいと思います。

この8番の意見に対しての採用するか否かについて、皆さん方の意思をお伺いします。これ、採用したほうがよいという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名であります。

採用する必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名であります。

これは、たったもカードはどんどん使っていく必要はあると思いますが、あえてこの予算審査の意見には取り上げることはいたしません。

9番、電算管理運営事務としまして、令和2年度にホームページをリニューアルされ、3年度から情報発信専門員を採用し情報発信の充実に取り組まれているが、掲載内容が不十分である。SNSの有効活用を含め、町民に必要な情報を伝えるとともに、町外の人たちにも本町の魅力や取組が伝わるような充実した情報発信に努められたいという意見をいただいております。この意見について、皆さん方の採用すべきか否か、その意見をお伺いします。

10番についてもあるわけですが、これは同時に同じホームページを取り上げておられますが、別に一つ一つの項目について採用すべきか否かをお諮りしたほうがよろしいでしょうか。それとも一緒でもよろしいでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 9番、10番は同じような趣旨です。10番は、私が提案しました。よって、一緒に取り上げるか否かについて審査してもらいたいと思います。以上です。

○近藤委員長 若干違いますけど、9番、10番をできたら一緒なあれで取り上げていきたいと思います。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 まず、9番は私が提案したところでありまして、本当に10番にも触れておられますように、これまで度々、予算決算の意見で取り上げてきた項目であります。ぜひ取り上げていただいて、重ねてになりますけれども、取り上げていただけたらと思っております。9番の出だしのところに、令和2年度っていうふうにしてますけれども、令和2年度の事業でリニューアルにされましたけど、運用は3年4月1日ということを御理解をいただきたいと思えます。

10番にあります「各担当課で」というところも当然ありますけれども、ホームページの構成自体も含めて、本当に誰もが、町内あるいは町外の人も興味を持って見ていただけるような構成も含めて、情報発信をお願いしたいと思えます。

○近藤委員長 すみません、10番の文言を読み上げることを忘れておりました。ここで、10番を読み上げていきたいと思えます。

ホームページの更新、保守については、これまで機会あるたびに指摘しているが十分ではない。各担当課で、担当職員と打合せ時間を決めて管理に努められたい。そのためにも、ITに詳しい専任職員の採用も進めるべきであるという提案であります。

9番、10番のことを、皆さん方の意見をお伺いしたいと思えます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 9番も10番もホームページのことは共通しておると思えます。いろんな議員も一般質問のときに質問したりというようなことで、実態として、やはりコンテンツの充実というのはできていないと思えますし、誤った情報っていうのもあると思えます。情報発信専門員というのを採用されているわけですが、誰がその掲載に対して責任を持っていくかと、あるいはチェックをするかというようなところが、やはり不十分じゃないのかなと思えます。これは、載せてもいいと思えます。ただし、10番の最後のほうにあります「そのためにもITに詳しい専任職員の採用も進めるべきである」というのは、この分は、ITに詳しいっていうのはどこまで、情報発信専門員という立場とは、また全く違う人だと思えます。いわゆるこの専門員というのは、確かに情報セキュリティーの関係とかシステムの構築とかそういうような部分のところであって、そういう部分はほぼ、情報セキュリティーの研修とかいう部分では職員が対象になるわけですが、技術的な部門というのはほとんどが実際には委託業務としてやっているという実態を考えたときに、この最後の部分は、なかなかこれだけのITに詳しい専門職員というのは厳しい状況

にあるかなと思いますので、この分はちょっと省いた方がいいんじゃないかと思います。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 いいです。岩崎委員案で。

○近藤委員長 この9番、10番を一つに組み合わせて採用したほうがよいという意見をいただきましたが、採用する必要がないという意見の方がおられましたら、発言を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、9番、10番を採用するという事に決しました。（「はい」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩をいたします。再開は、45分、10時45分から再開といたします。

〔休 憩〕

○近藤委員長 委員会を再開いたします。

冒頭に、岡本健三委員より、先ほどの発言に対する訂正の申入れがありました。これを許します。

岡本健三委員。

○岡本委員 すみません、お時間いただきましてありがとうございます。

先ほど、年次有給休暇をいつから取れるかという、会計年度任用職員のところで、6か月後じゃないと付与されないというお話をしましたが、これは労働基準法上のお話でありまして、公務員の場合、必ずしも労働基準法には縛らないということで、日南町では柔軟な対応をされてるということを確認しましたので、だから、6か月たたなくても有給休暇を取得できるというふうにされてるという、そのこと自体、私いいことだと思いましたが、私のさっきの発言は間違っておりましたので、おわびして訂正いたします。どうもすみません。

○近藤委員長 それでは、青年結婚・UIターン促進事業、11番であります。読み上げます。移住定住を効率的に推進するために多くの業務を新法人に委託されるが、新法人の体制が十分整っていない中、委託業務が想定され、委託料2,966万1,000円が予算に計上されている。効率的かつ有効的に委託業務が遂行され、期待する成果が上がるよう新法人を指導されたいという意見をいただいております。これに対して皆さん方の意見をお伺いします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 まず、新法人に業務を委託するっていうのは、去年の3月の町長の施政方針

説明からスタートしておりますけども、令和4年4月1日から業務をスタートするに当たって、本当に準備が不十分と言わざるを得ない。そういう状況の中で、委託経費、観光事業を含めると7,700万ですけども、この青年結婚・UIターンでいきますと2,966万1,000円が計上されております。新法人との業務委託の契約、あるいはその前の委託するための要綱あたりもまだ不十分な段階であると理解をしておりますが、そういう経過の中で委託されるわけでありますので、下の2行にあるように、期待する成果が上がるようにしっかりと法人を指導いただきたいと。特に気をつけなければいけないのは、委託費、委託料でありますので、基本的に町が行うべき事務事業を法人に委託するということでありますので、その成果の帰結は全て町のものになります。ということからして、企画課は相当気合を入れてといいたいでしょうか、真剣に法人と向き合う必要があると思っております。

○近藤委員長 という提案者からの趣旨の説明がありました。

皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

ないようですが、この意見を採用するということによろしいでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 この新しい法人ができて委託されるわけですから、まだ事業も進まない中で、予測をして指導しなさいというのいかにがなものかというふうに考えますが。まだ、立ち上がってもいない法人に対してしっかり指導してくださいというの、なかなか難しいものがあるんじゃないかなというふうに思いますが。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先ほども言いましたように、3年度当初から、これに向けては事務を進めてきておられます。新法人の設立登記はまだできてませんし、業務委託契約もまだなんですけども、それはもう既定の事実として執行部も議会も認識の上で進めてきておりますし、具体的に予算に計上されているということですから、その予算の執行に当たって十分な指導は当然だと思っております。

○近藤委員長 委員長として、確かに準備が整っていない中で、この議会に予算計上されたということであります。十分中が、要綱なども議会のほうになかなか示されていないし、中の人員の確保についても十分でないので、予測できないから成果が上がるように指導、要するに予算を認めるので、指導はしっかりしてくださいという趣旨に自分は取りましたので、ここで審議することは大丈夫だという認識であります。どうでしょう。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに非常に情報不足、最終的にも、最終的っていうか、審査の中では積算の根拠というの追加の資料で出していただいたという経過もあります。それに対して、やはり非常に大きな事業でもありますし、あえてここで青年結婚・UIターンというよりも、もう一つ、法人に対してはやはりそっちの観光の、観光振興ですよ、これも含めるわけなんで、意見として出すのであれば、2つの項目で出すほうがいいではないかと思えます。やはり観光に対しても同じような予算も、これより大きな予算もついておるわけですので、委託先としては一つなわけなんで、青年結婚と併せて観光振興の対策事業もということで上げたほうが明確になって、意見としても分かりやすいのではないかと思います。以上です。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 岩崎委員から提案があったということはもともとだと思います。この各項目の表題の取り方についてどうするかということはあろうかと思いますが、観光事業と一体となった新法人の取組について指摘をすべきのはいいと思います。ですので、例えば最初の全般のところ、新法人に対する取組とかっていうような取上げ方も可能なのかなと思いますが、項目の起こし方については検討をいただきたいと思えます。

○近藤委員長 提案の変更といやあおかしいですが、要するに、新法人についての意見書とするということで提案者の変更も了承されております。新法人に対する意見書としてこれを採用することに御異議ないでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、中の文言を「新法人に対する意見書」と変更して、また提案したいと思えますので、よろしくをお願いします。

続きまして、12番、県のふるさとでの新しいライフステージ補助金（補助率2分の1）に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいばかりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。県が要綱を改正するまで当該事業を休止されたいという意見書を提出されております。これについて皆様方の意見をお受けいたします。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ以前も提出させてもらったんですけども、状況変わっておりません。条件として満39歳以下ということですか、あるいは以下のいずれかの要件を満たすことということで結婚をして3年以内であること、妊娠中であること、世帯内に小学校入学前



の子がいることというような、どれかを満たさなきゃいけないということで、非常に限定されてます。小さな子、町へそういう若い方ですとか、小さなお子さんを迎え入れたいという気持ちは、もちろん私もあるんですけども、それをこういった形で補助金として採用するのはかえって、じゃあ、ほかの人はどうなんだという話にもなりますので、これはもっと広い方の移住定住を促進するような要綱に県が書き直してくれるまで、この制度、補助金は一旦休止したほうが私はよいというふうに考えております。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 まず、この県のふるさとでの新しいライフステージ補助金、県は県で日南町は日南町でやっております。それから、県が要綱を改正するまで当該事業を休止されたい、これは現在やっているものを止めるのは、移住定住を町長がやろうとやってる、やろうとしてるのにやはり逆行しますし、別に止める必要はないであろうと思います。よって、これは載せるべきではないと思います。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 この内容の補助は、町のホームページの県外から引っ越ししてきたらということで、にちなん新生活応援奨励金ということで、一律20万円、県外から転入したら39歳以下だとか転入を出してから2か月以内だとか、結婚して10年以内にまた高校入学前の子供がいるとか、引き続き日南町に居住する意思がある、私はこれで十分だと思う。これは引き続き20万円いただけるし、県の補助金は20万、半分ですか、これはいいと思うわけです。ただ、今、提案者から言われた、妊娠中などの条件ってあえてここには書いてないんですが、その要綱まで見てませんが、妊娠中というか、いろんな方がおられるので、枠ですね、やはり人口増を目指そうということですので、私はあえてこれは今の現在の奨励金はこのままでいいんで、あえて審査意見出す必要はないと思っております。

○近藤委員長 そのほか意見ありませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 補足ですけども、この補助金そのものはふるさとの、ふるさとってというのは新しいライフステージ補助金ということで、県の補助金の要綱に従ってやっております。ですので、先ほど申し上げた結婚して3年以内であること、妊娠中であること、世帯内に小学校入学前の子がいることってというのは、これはどれかを満たすってというのは、これは県のもともとの要綱ですので、町のホームページにも書いてありますし。私の言いたいことは、日南町、ほかにもたくさん移住定住を進める補助金がありまして、県がそちらに援

助してくれるというのであればそれは大いに進めていくべきですけれども、これは本当に物すごい限定された補助金なのでこれをあえてやる意味はあんまりない、むしろそういうことをすると、何かちょっと日南町自身の意図を移住定住者に対して何かそういう目で見てるのかっていうような、そういう意図を生みかねないんじゃないかというふうに私は考えるのでやめたほうが良いというふうに、これに関してですよ、これだけですよ。そういう考えです。

○近藤委員長 質疑を終了します。

この12番の提案に対して採用すべきと考えておられる方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名であります。

必要ないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。よって、これはこのたび採用はいたしません。

続きまして、公共交通確保総合対策事業について、13番、10月からのデマンドバスのドア・ツー・ドア運行が実施されるが、利用しやすい予約、運行システムを準備され、コンパクトビレッジの実が上がるよう取り組まれないかという意見をいただいております。皆さんのこれに対する意見をお伺いします。

荒木博委員。

○荒木委員 下の14番も一緒に考えられたほうが良いと思います。

○近藤委員長 すみません。読んでおりませんでした。

14番も同時に話し合ったらということです。14番を読み上げます。10月からのデマンドバスのドア・ツー・ドア運行に当たっては、住民に仕組みや制度をしっかりと周知されたいという意見書が出ております。確かに同じような項目でありますので同時に話を進めていきたいと思っております。

意見がありましたらよろしくをお願いします。

大西保委員。

○大西委員 この2つ、これはこれからのことで大変いいことじゃないかと私は思います。載せてはどうかと思いますが。

○近藤委員長 久代安敏委員。

○久代委員 先ほどの大西委員と同趣旨です。特に年度中途から始まるドア・ツー・ドア

の制度です。ですから、住民の皆さんにやっぱり事前によく周知されることが必要だと思いますので、全く新しい仕組みになりますので、公共交通の観点から大事に事業を執行されたいという趣旨でありますのでよろしくお願いいたします。

○近藤委員長 これを取り上げる必要がないという意見をお持ちの方の発言を求めます。

ないようですので、13番、14番を一つにまとめたものを取り上げていきたいと思えます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、商工総務一般管理事務についてであります。15番、日南町内の地域内循環促進を目指すキャッシュレス決済事業の活性化には、より多くの店舗の加入が求められる。加入は店舗側のメリットの必要性もあるため、1,200円/月の負担金は事業開始をした日南町が負担すべきであるという意見であります。この意見についての皆さんの意見を求めます。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これはやはりまず日南町内の地域内経済循環を促進するため、それでそれには一番はやはり店舗、使えるところ、加入店舗が多いのがまずは一番だと思うんです。そうするとやはりこれは、店舗の中には、月々の負担金がなかなかきついという店舗もありますし、やはりこれは事業を開始した日南町、事業の総事業費の中にこの負担金も入れるべきではなかったのかなと思います。ちょっと先ほど詳しくちょっと、詳しくっていうか、得た情報では、端末利用料っていうのは月に1,210円で、端末SIM使用料っていうのが、これは移動販売などのケースによるものですが、550円というふうにはちょっとお聞きしました。そうすると、移動販売、例えば日南町も軽の移動販売車がちょっと走って、非常に地域では住民の皆さん買物されてたり助かってるようになります。ですから、やはりこの負担金っていうのは非常に店舗によっては負担が大きいので、これはぜひやはり日南町が負担して、もう少し日南町内での事業の拡大とか有効性を高めてほしいと思えます。以上です。

○近藤委員長 この趣旨の説明に対して、皆さん方の意見を求めます。ありませんか。

大西保委員。

○大西委員 これ維持費というんですか、そういう形でもしこれでいくと、全て町が見ると80万から90万、これから店舗数も増えていく、どうなのか。ちょっと調べにゃいけないのは、今現在だんだんカードとかありますね、あれもあると思うんだけど、あれがどうなったか、店舗負担なのか、それと同等なのかどうか分かりませんが、これについ

て町が全部負担すべきかどうか、今ちょっと私ここで判断できませんが、その辺だんだんカード等もあると思うんで、ちょっと調査すべきかなと思います。それでまた検討したいと思いますが。

○近藤委員長 聞き取りの中で3か月間の検証期間という無償の期間があって、その3か月の間に商工会とその後の運用について検討を進めていくというような回答はありました。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 このところはちょっと予算書見ますと、補足資料見ますと、別途キャッシュレス決済の事業の事務補助金ということで、多分これ旧商工会への補助という形の、この辺りでいわゆる大きく、個人業者さんですけども、大きく取られて商工会という組織に対しての支援、補助もやっていたらというものが、ちょっとこの中身がどういうふうな形での補助なのか分かりませんが、それと、このさっき意見のありました直接店舗側への負担というものを町が支援すべきという考え方、ちょっとやっぱりこのところはもうちょっと実際にトータル的にキャッシュレス事業を展開するに当たって、商工会、それから個人事業者のところの経費的のところをもう1回ちょっと考えないと、単純に負担すべきというふうな考え方にちょっとならないんですけども。すみません、以上です。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 岩崎委員も発言されましたけど、この辺について審査調査が十分できてないということは反省として持ちながらですけども、3か月間試行期間を取って、その後の対応について協議を検討するということでもあります。まず、全てこれを町が負担をすることになると、大西委員も言われましたけど70万、80万という経費になります。それで活性化すればいいとは思ってますので検討はすべきだと思いますが、もうちょっと状況を見てもいいんじゃないかなと思ってます。

○近藤委員長 久代安敏委員。

○久代委員 附属資料の33ページに、商工会に対してキャッシュレス決済事業事務補助金360万が補助金としてあります。今、櫃田委員が言われた月々の利用料のことについても、商工会と、主管は商工会がやってるわけですから、町が委託して商工会がやっているわけですから、やっぱり商工会ともう少し当該商店の方が実態を言われて、交渉の余地があると思いますので、よく相談されることがまず第一かなというふうに私は今、現時点では感じています。

○近藤委員長 質疑を打ち切ります。

今までの意見をトータルしますと、やはり初めての事業であり、3か月間無償期間がある、それからまた商工会事業者、どちらに対する補助になるのか分からないし、商工会がどれだけこのたびのキャッシュレス事務の補助金が含まれているのか分からないというようにいろいろな話があって、もう少しその3か月という期間を持って状況を見たほうがよいのではないかということです。

一応採決を採りたいと思います。15番を……（発言する者あり）

採決の前に。必要ですか。（「できれば」と呼ぶ者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 すみません。文面の問題だと私は思うんですよね。これ完全に負担すべきであると書き切っちゃってるのでちょっと抵抗あるとも思うんですけれども、やっぱり負担することも含めて検討してくださいという意味合いで意見を上げることは私は大切だと思うんですけれども、という。だから、このまま賛成ですかというのと、このまま賛成ではないですけれども、趣旨として意見を上げることには私はちょっと文面は変えたほうが良いと思いますけれども、そういう意見です、私は。

○近藤委員長 ほんなら、改めて皆さん方に問います。この文言を採用すべきであるというのと、文言を変えてでも採用したほうがよいという意見があるように思います。このまんなまで採用したほうがよいという意見もあるわけですが、この3点について採択を採りたいと思います。この……（発言する者あり）言いたい。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 結局、この地域内循環によって町内の商工業者さんがいわゆる収益が増えるとか、そういうようないろいろな結果がまだ出てない、始まったばかりで。やはりその中で本当にそういうような活性化、金額的なものとか、そういうものがある程度見えてきた段階で、それっていうのはまずやっぱり、まずは個人事業者さんが把握されるであろうし、その結果というのは商工会でこのキャッシュレス決済システムに対しての効果っていうのも判断もあると思います。やっぱりその段階で、こういう本当に支援が必要かどうかっていうのは、その段階でやはりある程度データが整った時点で検討されれば良いのかな。今ここで意見として上げるのはちょっと早過ぎるんじゃないかなと私は思います。

○近藤委員長 それでは……（発言する者あり）言いたい。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 先ほどの私は発言をいたしましたけれども、よくよく考えると、確かに無料期

間3か月は経過した後、この経費がかかる時点になったときに、じゃあやめたわ、やめま  
すっていうところが多く出るような心配がないのかどうなのかっていうところがあります。  
確かに売上げの大きいところはメリットはありますけども、売上げの少ないところは本当  
に負担が増えてメリットが少ないっていうことも想定をされます。ですので、まず一つは  
商工会への360万の中身、積算についてもいま一度確認をしたいということが一つと、  
先ほど来発言がっております、今後検討すべきっていう考え方はあるのかなと思ってお  
ります。今ここで意見を上げるかどうかっていえば、どちらかといえば上げなくてもいい  
のかなとは思っています。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 今回、日南町としてはこれが初めての事業ということですが、この事  
業をしてるのが新見市の東上町ですかね、東城町、広島、どっち、広島の東城町を丸々参  
考にしてやってるそうなので、そういった先進地に行きますと、日南町独自でもいいん  
ですけども、その辺を参考にして商工会がこの案をつくったそうなので、やっぱりちょっと  
運用状況を見てからではいいと思うんで、これは取り上げなくてもいいんじゃないかなと  
思います。

○近藤委員長 質疑を終了します。

まず、この文言を採用すべきという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 ないようです。では、今後、皆さんの意見は十分この制度について検討が  
必要という意見がたくさんありました。今後も引き続き議員の皆さんはこの制度について  
注視していただきますようお願いして、これを採用いたしません。

16番、観光振興対策事業についてであります。2021年3月に山のパンフレットを  
作成されたが、パンフレットを使って人を呼び込むに当たっては頂上の整備もすべきであ  
るという意見をいただいております。これに対して、皆様方の採用すべきか否かの意見  
をお伺いします。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 2021年3月に作られた立派な山のパンフレットがあって、トレッキング  
と古事記を同時に楽しめる山というふうに案内されています。そのほかの山も当然載っ  
てますし、それだけのものを作られて観光振興に尽くす、どうぞ来てくださって言うには、  
やはり受入れ側、ホスト側というんですか、山ですからなかなかちょっと難しい部分もあ

るんですが、全てではなくいつとき、短時間でなくても、少しずつでもやはり整備していく、草刈りがたしか35時間ぐらいですかね、草刈りの時間がちょっと設計に上がってましたけども、やはりこれはそういった感じで整備すべきだと考えます。以上です。

○近藤委員長 そのほかの意見を求めますが、ありませんか。

意見がないようです。では、これを採用するという事によろしいでしょうか。

荒木博委員。

○荒木委員 パンフレットを作って、頂上の何か所の山かというのはちょっと確認が私はできませんけども、主な山については、例えば船通であるとかについてはちゃんと整備をされているわけですので、あえてここで頂上の整備をすべきであるというような予算も大変かかるわけですので、上げる必要はないというふうに思います。

○近藤委員長 そのほかの意見ありませんか。

意見がないようです。質疑を終了します。

16番を採用すべきという方と、必要ないという意見が出ました。

採用すべきという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 1名です。

このたび採用する必要はないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 7名です。このたび採用することを見送ります。

続きまして、住民課、環境保全対策事業についてであります。17番、環境審議会の実施計画が例年2回より3回となっている。町長施政方針の脱炭素社会に向けての自治体宣言を行い、計画づくりには広範囲な内容精査が必要と表明された。実施可能な計画づくりを12月までに完了されたいという意見をいただいております。皆さんの意見を求めます。

大西保委員。

○大西委員 これ私が出したんですが、環境のことを約もう10年近くやっております、町は。令和4年度終わりますと第3期、11年目に入るわけですけど、今まで特に第2期の計画が目標とか内容、実績把握とか、大変私が思えば実施可能でもない、ただ単なる数字を集めてるだけということなので、本当に町長の昨年の方針であえて言われましたグリーンDream計画ということまで言われて、今回は県からもアドバイザーを入れてやるということですので、ただこれも3回やるということですが、やはり充実した実効性のある

本当の計画をつくっていただきたいんで、年度内ではなしに、12月というあえて書いたのはそういったことをごさいますんで、よろしくお願いたします。

○近藤委員長 そのほかの意見はありませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 19番も環境審議会に関する意見ですので、併せて御検討いただければと思います。

○近藤委員長 分かりません。自分とすれば計画に対してのことと、ごみの減量化ということでちょっと内容的に違うかなということで分けたわけですが、一緒がいいでしょうか、それとも分けて審議したほうがよいのかお伺いたします。

大西保委員。

○大西委員 私は、審議会の中でこのごみの減量、二酸化炭素の削減、排出いのは、これはもう計画の中に入りますので、この部分はそのまま17番の中に包含されます。ただ、じんかい処理事業の改善というのは、ちょっとこれはどうかと思いますんで、上のごみの減量、それから二酸化炭素の排出は当然計画の中に入りますので、これはいいと思います。

○近藤委員長 いうことは……。

○大西委員 重ねていいです。

○近藤委員長 提案者2名の方から17番と19番を一緒に審査してほしいという意見がありますが、そちらのほうで進めさせていただきます。

19番を読み上げます。環境審議会では抜本的なごみの減量と二酸化炭素の排出削減につながる方策を幅広く検討し、新たな環境基本計画に反映するとともに、じんかい処理事業の改善に役立てられたいというのが19番であります。

両方環境審議会についてと、それから環境基本計画についての内容を示されております。皆さん方の意見を求めます。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 17番と19番を先ほど一緒にということがありましたけども、文言によっては一緒でもよいかもしれませんが、19番のほうはじんかい処理事業の改善ですよ。

17番のほうは審議会自体なので、これは別のほうが、一緒でもいいし、文言によっては一緒かもしれませんが、私はこれは別のほうがいいのではないかと考えます。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。



○坪倉委員 私は一緒にしたほうがいいと思います。ただし、じんかい処理事業の改善に役立たいという部分を削って、環境基本計画の充実につなげるっていうことでよろしいと思います。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私も坪倉委員の意見でいいです。

○近藤委員長 文言については、また後日いろいろ話し合う必要があろうと思います。ただ、今の意見の中で、要するにごみの問題とそれから環境基本計画の内容、要するに17番では実施可能な計画づくりをしてほしいというのが大きな趣旨であるように思いますし、また、ごみの減量化につながって二酸化炭素の排出削減につながるような基本計画にしてほしいという17番と19番の意見と読み取りました。そういった中において、じんかい処理事業の改善については削除するかしないかというのは後日決めることとして、以上の点で皆さん方の合意を得てこれを採用したいと思いますが、どうでしょう。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これはいいです。ちょっと細かいこと言うちゃいけん。

○近藤委員長 いや、聞いときます。

○岩崎委員 ちょっと細かいことなんですけど、17番の最後のほうに実施可能な計画づくりという表現がありますけれども、いわゆる計画っていうのは目標を定めてそこに向かって事業を進めていくっていう位置づけであり、もちろん計画をつくったときにはそれをやるんだぞという思いはあるわけなんで、基本的に。あえてこの実施可能な計画づくりという表現をしなくっても、いわゆる計画っていうのはやるんだぞという表明なわけなんで、何かこれまでがあまりにもできてなかったからこういう表現になったかもしれないけど、どうなんですか。毎年多分見直しもありますですね。そういう位置づけの中でこういう表現がどうなのかなという一つの思いがありますが、どうでしょう。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 この実施可能な計画づくり、あえて町長が表明された文をそのまま引用したるわけ。町長がそう書かれたんです。私そこに資料これ持ってますが、これホームページで見れます、町の。どんだけずさんか。もう2年前の実績が今出てきて、それもリサイクル、1つの事例いくと、リサイクル率がこんなんですよ。20パーなって、翌年は37パー、次の年は二十何パーだ……。

○近藤委員長 すいません、今その話はまあちょっと……。

○大西委員 というようなことなんで、実施可能な計画づくり、もう一つのポイントは、12月までっていうのが大きなポイントですので、よろしく。

○近藤委員長 また文言を精査するときにそういった考え、思いをお伺いしたいと思えます。

それでは、17番と19番を併せて採用ということで、また、中の文言については再協議をお願いします。

続いて、18番、水質検査委託料でセントラルファーム鳥取農場の排水検査の町が実施する定期検査は監視が目的であるが、実施時期、時刻、場所、検査項目等見直しが必要と考える。農場の管理、施設、設備状況を確認し、測定データの分析を行い、検査費用の削減に努められたい。なお、臨時検査費用については、泡、濁り発生があった場合は、農場が負担することという意見をいただいております。これに対して皆さん方の意見を頂戴いたします。

大西保委員。

○大西委員 じゃあちょっと私がこれ出しとるんですが、令和3年度の予算審査でも水質検査費用は鳥取農場が起因するので全てということでは言いましたが、町長答弁であるとか、住民課長のあれで、臨時検査で泡、濁りが発生した場合は持っていただくということが、ちょっと10歩ぐらい、100歩下がってそれでしていただきますけども、検査をずうっと8年ぐらいやっておるんですが、そのデータを全然生かされていない。ここで事細かく言ってもいけませんけども、不要なデータ、ずっと同じデータであって、やっぱり監視してるのは何を監視してるのかということもあるんで、その精査が必要だと思います。これで約百四、五十万の費用がかかってますので、その辺と必要経費をきちっと見て、必要な検査、必要な時期に必要なようにやるように見直しが必要ということで上げさせていただきました。

○近藤委員長 久代安敏委員。

○久代委員 私は⑳番を提案しました。今一緒に議論してもらえばいいと思います。要は、やっぱりこの間、約8年間ぐらいですね、セントラルの鳥取農場の汚水処理問題がずっと議論になってきてきました。議会も西部総合事務所に申入れに行ったりした経過があります。ですから、やっぱりこの問題解決をとにかく喫緊の課題として急ぐことが必要であるという大きな、まずはお金の問題は検査のために発生する問題であって、汚水処理を本当

に一日も早く解決するということが主眼であります。そのためには、鳥取県の指導も日南町とともに、鳥取県の行政指導が第一だと私は汚水処理の法律の問題としてもあると思いますので、とにかく動きを早めてもらいたいという趣旨で20番は提案しましたので、20番と一緒に併せてぜひとも取り上げていただきたいというふうに考えています。

○近藤委員長 20番の提案者から18番と併せての審査をしてほしいという申出がありました。20番は汚水処理問題という一つのくくりとしてその解決を求めておられます。また、18番は水質検査委託料という汚水処理問題の中の一部分を切り取った提案となっております。その点について18番の提案者の方は了承していただけますでしょうか、どうでしょうか。

大西保委員。

○大西委員 大きくは20番が頭で、私は、一つは水質検査という一つの切り口なんで、こういう費用が発生してる。要するに、無尽蔵でいろいろ管理しない状態でこだけ費用かかっているんだということもはっきりしとかなないといけないんで、ですから20番を頭に、そして18番をひっつけていただければいいと思いますが、どうでしょうか。

○近藤委員長 ということで、20番を取りあえず読み上げさせていただきます。

20番、セントラルファーム鳥取農場の汚水処理問題の解決は喫緊の課題である。鳥取県と連携してスケジュール感を持った対応を急がれたいというのが20番であります。

20番と18番を同時な項目として、汚水処理問題の解決という一つのくくりとしてこの意見書に採用する必要がないとお考えの方の意見を特に求めます。

では、18番と20番を併せたものは採用するというので、また文言については皆さん方に検討をお願いしたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、21番、じんかい処理事業についてであります。西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設費（基本設計、用地選定などの費用）の支出は取りやめ、一般廃棄物処理施設整備基本構想の白紙撤回を組合に申し入れたいという意見を頂戴しております。これについて意見を受け付けたいと思います。

岡本健三委員。

○岡本委員 この一般廃棄物処理施設整備基本構想なんですけど、今、用地選定委員会が開かれて用地選定に向けて進んでるところではあるんですけども、ごみ発電をすると、しかも今のところプラスチックを燃やすという方向で進んでおります。全く時代に逆行するやり方、ごみ発電はリサイクルではないという大臣の発言もありましたし、ごみ発電、

大規模なごみ発電始めてしまうと、どうしても止められなくなってしまう、それを。プラスチックを燃やさざるを得なくなってしまうという、そういう状況に陥る、その基本構想ですので、これははっきり言って実現不可能だと思います。実現不可能なものに対して毎年費用が、そんなに多額ではないとはいえ、費用が支出されていくのは非常に無駄だと思いますので、もうこの支出はやめたほうがいいと私は考えます。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 じんかい処理事業につきましては、もう西部広域で方針が決まり、もう進めておるわけです。ですから、今さら白紙撤回は有り得ないと考えておりますので、これは削除すべきと思います。

○近藤委員長 そのほかの質問をお受けします。

ないようですので、採決に移らせていただきます。21番について採用すべきとのお方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

採用する必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。このたび、採用を見送らせていただきます。

22番、国民健康保険特別及び全般ということまでいただいております。国保税の子供の均等割を未就学児のみ半額免除（総額年間約6万円の試算）するために275万円かけてシステム改修を行うことになっている。システム改修をするこの機会に未就学児だけでなく18歳以下全員に対して全額（総額年間100万円前後）免除すべきであるという意見をいただいております。これについて皆さん方の意見を頂戴いたします。

岡本健三委員。

○岡本委員 これはちょっとひどいお役所仕事だと思うんですよ。国の方針で、国保税、子供の均等割を未就学児のみ半額免除ということで、それはそうなんですけれども、ただ日南町では子供が少ないので、試算していただいた結果、6万円足らずでした。令和4年度はどうなるか分かりませんが、でもそんなに変わらないでしょう。そのために275万円かけてシステム改修をすると。

これ、以前は私が18歳以下全員に対して、全額、総額年間100万円前後を免除すべきだと言ったら、システム改修にお金がかかるから、それはできませんという答弁が以前

はあったのに、今回それよりもずっと少ない6万円のために275万円をかけてシステム改修すると言ってるんで。国の方針でシステム改修はしなきゃいけないんでしょう。だったら、もう一緒に、もう18歳まで子供の均等割は全部免除するという事で対応するのが効率のよい事務の進め方だと私は思いますので、ぜひこの意見、採用していただきたいと思います。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 いろんなセーフティーネットをいろいろやっておるわけですけども、もともとの国民健康保険の成り立ちを考えたときに、これが一番の柱なんです。国保には扶養家族という概念がありませんというのが基本なんです。それが基本になっておりますので、あえてここでは上げる必要はありません。

○近藤委員長 久代安敏委員。

○久代委員 国保のことですけども、このシステム改修の275万円もかけてやるのに、国がたまたま未就学児だけを半額にしましたけども、日南町単独で条例改正すれば18歳未満の子供に対しても均等割をなくすことができるので、この際、国保保険料の賦課が始まる前に全額免除という条例改正をされるべきではないかなというふうに考えます。以上です。

○近藤委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 先ほど大西委員が扶養家族ということをおっしゃってましたけども、ただ、すみません、繰り返しになりますけれども、国がそもそも半額免除はやろうとしてるんで。あと、知事会なんかでも子供の均等割については、収入のない子供に対して均等割を求めるのはどうなのかと、免除、減免してくれということももう知事会も国に申し入れておりますので、その点は、方向性としては、これがなくなっていく方向というのはほぼ間違いないと考えていいと思います。

○近藤委員長 つまり、システム改修を行う機会を捉えて、本分とすれば、本狙いとすれば、未就学児だけでなく18歳以下全員に対しての全額免除をするということを意見として提出したいということでもよろしいですか。このシステム改修に関して、また半額免除ということは関係なしに、この機会を捉えて18歳以下全員に対して全額免除してほしいという意見を上げるべきだということでもよろしいですか。

○岡本委員 はい、そうです。

○近藤委員長 以上、それについて上げる必要がないという意見がありましたらお受けい

たします。

荒木博委員。

○荒木委員 子供の均等割部分については、やはり国の指針に沿って進めるべきだというふうに私は考えておりますので、今回上げる必要はないというふうに思います。

○近藤委員長 質疑を終了いたします。すいません。

この国民健康保険特別会計及び全般について、この意見を採用すべき方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

採用する必要があるという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

5名です。このたびは採用を見送らせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時からとさせていただきます。

〔休 憩〕

○近藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き審査意見の取りまとめについて審議をお願いいたします。

国民健康保険特別会計予備費として、23番、新型コロナウイルス感染症に罹患した際の傷病手当は被用者のみでなく事業主も対象とされたいという意見をいただいております。これに対して、皆さん方の採用すべきか否かについての意見をお伺いしたいと思います。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも以前から申し上げてることなんですけれども、特に今年度、今年度という令和3年度ですね、持続化給付金100万円だったのが、これが終わりました、事業復活支援金、個人では最高50万円に減額されてます。それから、家賃支援給付金も終了しまして、あと県の応援金などもありますけど、期間が限定されてたり認証店のみが対象だったりというもので、なかなか十分な、特に小規模の事業者の方に対して十分な支援が行き届いてないんじゃないかと思います。それで、さらにオミクロン株も出てきて、本当に誰がいつ罹患しても不思議じゃないというような状況になってますので、小規模の事業者、一人でされてたり、あるいは、本当に少人数の従業員の方でされてたりするところの事業主の方に安心していただくためにも、対象を被用者のみではなく事業主も対象とした傷病手当を出したほうがいいと思いますので、意見を上げました。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 今、提案者は意見として意見で、もともと傷病手当というのは給与をいただいている方、要するに、事業主ではなしに給与をいただいている方が病気によって収入がなくなるということが傷病手当の基準でございますので、もし雇用主、社長になれば、じゃあ、それで月幾らの報酬なのか、経営者によって幾らなのか、100万であったり10万であったりマイナスだったり、いろいろあるわけで、飽くまでこの傷病手当というのは雇用されている方の給与をなくなるので補償しようというのがもともとの目的で、給与の3分の2というのが基準でございますので、あえてこれについては必要ないと考えます。

○近藤委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 事業主の方の場合、はっきりした給与が分からないというところはあるかもしれませんが、ただ、事業の収入といったものから基準を設けて、石見町などでやっていますように基準を設けて支給するというのであれば、もちろん、たくさんもうけて、そんな必要ないという事業者の方もあって、そういった方には別に支給はしなくてもいいと思うんですけども、本当に小規模の商店、理美容室ですとか小売店とか、いろいろたくさんありますので、そういった方をカバーするために設けていただきたいと思えます。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 これは、飽くまで国民健康保険特別会計なんで、そういったところでいきますと、当然支給が多くなれば翌年の保険料アップにつながりますので、国民健康保険の基準に照らし合わせて、先ほど言いましたように、この傷病手当というのは勤めてる方の補償なんで、雇用主には関係ないということです。それで、雇用主の場合は自分で、例えば、いろんな保険へ入っておればいいわけでございますので、まず算定基準がもうばらばらですんで、働いている方はちゃんと賃金台帳があって、きっちりとその給料が分かるのでいいわけですけども、それができませんので。以上です。

○近藤委員長 そのほかの方の意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これの採用すべきか、それとも採用する必要はないという採決を採りたいと思います。この意見を採用したほうがよいという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

採用する必要がないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。よって、この項目は採用しないということに決めます。

続きまして、24番、後期高齢者医療特別会計及び一般であります。後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度に改めるよう国へ申し入れられたいという意見が出されております。これに対して、皆さん方の採用すべきであるのか採用はしなくてよいというのか、意見を受け付けたいと思います。

岡本健三委員。

○岡本委員 これもずっと申し上げてることですがけれども、世界的にも後期高齢者だけ別の保険制度というのは非常の珍しい制度です。改善を、町単独で改善というのはなかなか難しいでしょうから、改めるような国への申入れというんですかね、そういったことをやっていていただきたいと思います。

○近藤委員長 そのほかの意見はありませんか。

古都勝人委員。

○古都委員 前回もお話ししたんですけども、予算審査の意見の範疇ではないと、国に申入れをされたいというようなことは、また議論が必要であれば別の機会にやるべきであって、予算審査にはなじまないと考えます。

○近藤委員長 そのほかの意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようです。

24番の項目を審査意見として取り上げるべきだと思う方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

取り上げる必要はないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。よって、これは取り上げないということに決しました。

次、25番、介護保険事業についてであります。介護福祉人材育成奨学金の実施要綱を令和4年度中に改正するとの説明があったが、事前に要綱の改正案を示し、適正な算出根拠により予算要求をされたいという意見が出ております。これに対して皆さん方の意見をお受けいたします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これは、最初のほうの全般のところでは予算編成の方針についてというところ



に併せて書いて統合したらいいかなと思いますので。

○岩崎委員 冒頭申し上げました。

○近藤委員長 冒頭の1番です。

○岩崎委員 1番の予算編成において云々というのがあって、要は予算をもうちょっと精査して提出してくださいというところに含めていただいたらよろしいかと思います。

○近藤委員長 1番に組み入れるという趣旨は分かりますが、そこに介護福祉人材育成奨学金の項目を明記したほうがよいとお考えですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 要綱とかそういうものがもう既に改正するんであれば、その案を示していただいたりしてやるべきなので、いわゆる予算要求に対しての根拠というものが足りないものが多々あったという中で、全般の中で、ですから1ページの1番目ですね、全般の中で予算の適正な積算とかをしてくださいという意見の1項目としていただいたら結構でございます。

○近藤委員長 という提案者からの修正及び意見として賜りました。

この25番を1番に組み入れた形で、この介護福祉人材育成奨学金に限らず予算を要求されるときには根拠をしっかり示し、要綱なども決められて予算を要求されたいというような文言に変えたらよいという意見がありましたが、そういう方向での審議に入りますが、これを採用しなくてもよいという方の意見がありましたらお伺いします。

それと、文言の訂正も、もしありましたらお受けしときます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 1番に組み入れる、統合することについてはいいと思いますが、まず25番のところで、基本的に予算要求をされたいという指摘ではないとは思いますが、既に予算、町として編成をされとるので、予算編成の過程において積算根拠をしっかりと示すべきだということだろうと思います。それで、1番に統合するとすれば、やはり6番の行財政改革についてはきっちりと行革の推進について項目を立てていただきたいと思います。

○近藤委員長 すいません、最後のあれが分かりませんでした。再度、最後の部分を。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 いや、というのが、午前中の審議の中で1番と6番を統合するというような議論がありましたので、そうではなくて、予算編成の過程とかっていうことを重きに置くならば、6番の行財政改革の推進については別項目を立てていただきたいということです。

○近藤委員長 分かりました。要するに、午前の審議の中で、この1番と6番を併せた意見書の取りまとめを決議しておりましたが、この25番の項目を1番に加えるなら、趣旨からいって、行政改革実施計画というのは別建てにしたほうがよいではないかという意見であります。要するに、この3本を一つにするには大変ボリュームが大きくてえらいんではないかという、中の要求すべきものも変わってくるということですので、皆さん方の意見をお伺いします。

意見がないようです。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 要は、予算の精査をしてしっかりとしなさいというところと、行財政改革の計画の一つという位置付けになると、1番の冒頭に書いてある総合計画とか総合戦略も併せて、計画というまとまりの中で意見を付したらどうでしょうか。どげなものでしょうか。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 例えば、総合計画、過疎計画あたりのことについては、捉え方によりますけれども、予算編成、予算の中に大枠で取り入れられておると思っております。

しかし、行財政計画34項目について、ほとんどのところがこれまでのところで検討、議論もされていないし、4年度予算にも反映されてないと。そこまでは1番に入るんですけども、これから先、あと4年、5年、6年、計画期間3年間の間に目標達成のためにしっかりと調査、議論をして行革計画目標を達成するよう努めてほしいということですので、趣旨は違うと思っています。

○近藤委員長 すいません。25番を取り上げるということなら、これ、委員長としての要望というか考え方として申し述べさせていただければ、3項目を一つの項目として上げるには大変難しいところがありまして、はっきり言ったら細分化した文章のほうが委員長とすればつくりやすいという要望があります。趣旨に沿ったものに分けた文章につくるほうがいろんな趣旨を重ねた文章をつくるよりも楽なという、ちょっと今思いがしておりますが、その点、どのように皆さん方はお考えでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないということですけど、それでは、25番も取り上げるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほんなら、取り入れるということで、1番と6番と25番をトータル的に見て、その趣旨に沿った要望事項に変えていきます。

続きまして、26番、地域子育て支援事業。国の負担割合が10分の10の臨時特例事

業により学童保育職員の処遇改善を図られたい。また、この機会に直接子育て支援に関わるケアワーカー全ての処遇改善を図られたいという意見が寄せられております。この意見に対して、採用すべきか否か、皆さん方の意見をお伺いします。

岡本健三委員。

○岡本委員 これは国の施策で、一連のケアワーカー、ケア労働者に対する処遇改善ということで、看護職員の方、それから介護、保育、学童保育などの職員の方の処遇改善をするということのその一つなんですけれども、日南町では、皆様、今まで予算の聞き取りがあったとおり、介護関係、日南病院ですね、それと、病院の看護関係と福祉会の介護関係の方は処遇改善、今手続をされているということなんですけれども、保育士と学童保育の方についてはしないという答えでした。それで、やっぱり学童保育の職員の方も国がせっかく上げろと、しかも9月までは10分の10で予算措置もすると言ってるので、ぜひ申請して手続していただきたい。確かに、それで学童保育の職員だけでなく、ほかにも幾つか事業がありますので、ケア労働に関わる方、子育て支援に直接携わる方、皆さん、この機会に上げていただければ不公平ということもないと思いますのでという、そういうことです。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いろいろと行政に携わる職員、いろんな様々な職種がございます。それを、この職種はこうだああだという一つ一つを、その仕事が大変だとか、いろいろとありますけれども、それを是正というか、いわゆる公務員としての給料法というものの中で運用されとる部分でありますので、こういう意見を付すのは必要がないと思います。

○近藤委員長 質疑を打ち切ります。

久代安敏委員。

○久代委員 子育て、学童保育は実際には社協に委託されている事業がほとんどなんですよね。ですから、直接公務員の働きとは、労働条件とは直接は関係ない。社協に委託されているわけです。だから、この文書でいえば、社協の労働者の処遇改善を、要するに委託料ですよ、町が出しとる社協への委託料をもう少し増やすべきじゃないかという、そういう申請を行政としてするべきじゃないかと。国の、せっかく助成制度が9月まであるわけですからという趣旨であって、当然、意見として上げるべきだと私も考えます。

○近藤委員長 そのほか意見ありませんか。

審議を打ち切ります。

それでは、26番の項目に対して採用すべきとお考えの方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

採用が必要ないとお考えの方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。この項目は、このたびは見送らせていただきます。

27番、介護保険特別会計について。介護福祉士の処遇改善に伴い10月から行われる見込みの介護報酬の引上げに対し、それに伴う介護サービス利用料の引上げを抑制する何らかの対策を実施されたいという意見が寄せられております。これに対して皆さん方の意見を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 これもケアワーカーの処遇改善に伴うことなんですけれども、介護について日南福祉会では9月までの補助金を申請されるということで、9月まではいいんですけれども、今度10月からは介護報酬の引上げでこの処遇改善を対応するというところに今のところはなっているようです。介護報酬を引上げしますと、1割負担という利用料もどうしても自然に上がってきてしまいますので、処遇を改善することは大切なんですけれども、その負担が利用者にしわ寄せが来ないように国がそういう十分な対応をしてないのであれば、やっぱり町が利用者を守る、利用者が利用しやすいように、介護サービスを利用しやすいように努力すべきだと思うので、意見を上げました。

○近藤委員長 そのほか意見はありませんか。

意見がないようですが。

○花倉事務局長 全般なんです。介護の報酬が上がれば点数が上がる、その分だけ個人負担が増えるっていうような流れだと思ひまして、介護保険特別会計全般のいろんなところということで、こういう書き方になっています。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 処遇改善で上がっていく、そしてサービス料といいますけど、やはりいろいろバランスもありますので、全体的に見た中で。それから、これはもう国の政策になって、それをあえて日南町ではどうしようかということでもありますので、これはいろんな本当に難しい内容もありますので、あえてここで上げる必要はないと思います。

○近藤委員長 そのほか意見ありませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 令和4年度の当初予算、編成をされて提案されておりますけども、この項目について、予算執行、直接的に影響はないものと思っておりますので、上げる必要はないと思っております。

○近藤委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 捉え方ですけども、予算執行には関わってくると思います。いろいろな給付費、介護の給付費の問題になってくるので。現実問題として予算上、あるいは補正予算で対応するという手もちろんあるんですけども、予算上対応する必要があるんじゃないですかということで意見を上げさせてもらってます。

○近藤委員長 捉え方がいろいろあろうとは思いますが、各議員において。

そのほか、ないようですので、ここで審議を打ち切らせていただきます。

27番の項目に対して採用すべきと考えておられる方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

採用が必要ないという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。よって、このたびは採用いたしません。

28番、教育委員会のほうですけど、認定こども園管理運営事務について。国の保育士等処遇改善臨時特例事業の交付申請を行い、保育士などの処遇改善を行われたい。この事業はケアワーカーの処遇改善とともに男女の賃金格差を縮める効果もあり、ぜひ実施されたいという意見が寄せられております。これに対しての皆さん方の意見を頂戴いたします。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも一連のケアワーカーの処遇改善ということで、保育士の方の処遇改善、ぜひ取り組んでいただきたいということです。9月まではちゃんと国から特例事業で予算措置もされておりますし。あと、それから、保育士の方は特に会計年度任用職員の方が多くて、場合によっては民間よりも給料も低いような、待遇が悪いような方もおられますし、それから、女性が非常に多いということで、男女の賃金格差を縮めるという効果も、いろんな効果がありますので、ぜひ、もう一般と同じだからという、それだけでやめるということはないでいただきたいということです。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これこそ、町の職員として給料表に定められた給料を支払つとるということ

で、特に意見として取り上げる事項ではないと思います。

○近藤委員長 そのほか意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようです。ここで質疑を打ち切ります。

28番の項目を取り上げるか取り上げないか、取り上げるという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

取り上げる必要はないという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。よって、このたびはこの項目は取り上げることをいたしません。

次、日南病院。29番、日南病院事業会計。日南病院開院60周年記念シンポジウムを成功させるよう、議会と執行部、病院関係者が連携して取り組む必要がある。そのためにも実行委員会を開催するなどの検討を進めていただきたいという意見が寄せられております。この意見について皆さん方の意見をお受けいたします。

久代安敏委員。

○久代委員 新規事業の中にもありますけれども、このたび日南病院が開院60周年記念のシンポジウムを開催されるということで、特に予算審査の中でも注目をしています。もちろん議会と執行部、病院関係者がもう連携して取り組んでいく必要があるということで、日南病院が一般の町民を対象にこういうシンポジウムを開かれるのは近年なかなかなかったわけで、非常に、これからの病院経営についてもよく町民の方に知ってもらうためにもとても有意義な機会だと思って、あえて病院事業会計で取り上げましたのでよろしく願いいたします。

○近藤委員長 記載に誤りがありました。日南病院事業会計のページ数ですが、新規事業として取り上げてあります170ページということで検討をよろしくをお願いします。

大西保委員。

○大西委員 この記念シンポジウム、これは成功させるようにこの検討委員会をやるということですが、もともと福祉の関係で文化ホールを使って、過去にも福祉保健課、それから病院でこういったシンポジウムをやり講演やっておられますので、十分そのノウハウはつかんでおられますので、これは十分検討されてると思いますので、あえて載せる必要はないと思います。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これ確かに、現在、今予算審査をしているわけですし、これはシンポジウムに関してはPRして町民の皆様が参加しやすい形で参加できたり、そういった形で広報的なことでよろしいと思いますので、これは上げる必要はないと思います。

○近藤委員長 そのほか。

岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっとよく分かんないんですけども、このシンポジウムっていうのはかなり大きなものを考えてるんじゃないかと。もう本当に町民全体を対象にしたシンポジウムということで、今まで議員対象の講演会とかそういったものは、こないだも日野病院の院長先生からのお話なんかもありましたけれども、そういったものだったら別ですけども、またこれはちょっと全く別で、とにかく日南病院について町民の方に広く知っていただくということなので、これはやっぱり実行委員会なりをしっかりと構成して取り組んでいくべきだと思いますので、私はこの意見を取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、再度になりますが、病院と福祉保健課が中心になって、毎年このような映画であったり、いろんな外部から呼んできてシンポジウムをやっておられます。大体会場の半分ぐらいになるんです。今回はマックス500人ですので。ただ、コロナの内容でどうなるか分かりませんが。こういった形でいくと、そのノウハウはもうつかんでおられますので、広報であるとか、それから集客、例えば、いろんな老人クラブであるとか、福祉の関係とかいうことであると思いますので、もう検討されておるので、あえてこれに載せる必要はないということで意見を申し上げます。

○近藤委員長 日南病院の将来を考えて、60周年の記念シンポジウムを成功させるために実行委員会の開催を求める審査意見と、これをあえて載せる必要なく、日南病院のほうに主体となってやってもらえたらよいという意見と2つ出ております。

ここで審議を打ち切ります。29番をここに採用すると思われる方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 2名です。

あえてこのたび採用する必要がないという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 6名です。意思表示は、はっきり明確にしてください。この29番に関しては採用しないということです。

続いて30番、再生可能エネルギー発電事業特別会計についてであります。導水路の修復工事が予定され、明らかに売電収入が年間を通じて見込めない中、通常年どおりの売電収入が計上されている。予算の妥当性に疑念を抱く。歳出の基金積立金と歳入の発電所売電収入をそれぞれ300万円（大ざっぱであり確認が必要である）減額する予算の修正も検討すべきと思うという意見が寄せられております。これについて皆さん方の意見をお伺いいたします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 これ、提出した時点で番外ということで、審査意見としての提出ではありません。この委員会として修正も検討すべきではないかという思いでありますので、審査意見ではないということ、まず確認をいただきたいと思います。

○近藤委員長 分かりました。ということですので、これは最後に再度検討、話をすることで最後のほうに回させてもらいます。このたびは審査意見についての検討をいたしますので。

続きまして、追加のファイルです。31番、青年結婚・UIターン促進事業及び観光振興対策事業の項目であります。新法人の業務推進体制の業務執行理事と事務局長の兼任は可能であるとする。移住定住部門3人、観光部門3人、さらに専属の事務職員もいるので組織の実務部門の長として事務局長がいる。一般財団法人エナジーにちなんでの実績を考えれば可能であるという意見をいただいております。

この意見を採用すべきか採用すべきでないか、皆さんの意見をお伺いします。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これは、人件費の観点もあるんですけども、それで、代表理事が誰になるかということも大きく左右はするんですけども、移住定住部門3人、それから観光部門3人、それぞれの方がプロフェッショナルな仕事をされれば、事務局長がその頭、ヘッドとなって、総務部門も1人いらっしゃいます。だから、総務的な経理、総務、その他の事業は専属についています。そうすると、もう業務執行理事というのは、やはり事務局長、エナジーにちなんでもこれは当然、エナジーにちなんでそれがそうであったわけですし、可能であると思いますし、代表理事は、代表理事が公印の保有者ですよね。そうすると、もう業務執行理事は事務局長が兼任することは可能であると考えます。よって、これはしっかりと審査



意見として上げるべきだと思います。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 このこともまさしく予算編成に当たって新法人の体制が不十分であるということの指摘に当たることだと思いますが、具体的に詰めがされていないので何とも言えないところがあるんですけども、一般的に考えれば、新法人の体制っていうのは新法人で考えられるべきことであって、それに、そこに委託料が発生しますので、人数が何人ならこの委託事業が遂行できるかっていうことはあると思いますけども、業務執行理事がとか事務局長の関係性についてあまり発言、指摘すべきことではないのかなと思ってます。

逆に考えれば、代表理事が常勤として職務に当たることもあってもいいと私は思ってますので、これまでにありました新法人の取組のところに包括的にあればいいのかなと思ってます。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほど委託料という話が出ました。委託料があるからこそ、これはやはりよく審査するべきところだと考えます。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 だけど、そこが具体的には審査できる資料がないわけですよ。どういう方が理事に、何人理事で、どういう方が職員なのかも全く見当がつかない状況ですので、委託料として上げるんですけども、前段のところに法人のところでありましたように、委託業務が有効的かつ効率的に遂行できるように指導されたいということに包含されるのではないかなと思います。

○近藤委員長 ほかにどうでしょうか。

僭越ですが委員長としての意見も述べさせていただきますと、この新法人についての業務執行理事、事務局長あるいは代表理事、そういった中の誰になるかによって、その立分けが全然変わってくるわけなんです。先ほど坪倉委員もおっしゃられましたけど、業務執行理事に誰がなられるかによって事務局長との兼任が可能なのか、もし可能ならば、可能ではない、これを併せたら事務局長の理事を選任をせにゃいけんという、やはり理事と事務局長というのは責任の所在が全然違うわけでありまして、全然、兼任することも可能なんですけど、兼任ができない状況も生まれるということはあると思います。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 委員長おっしゃるとおりだと思います。だから、誰になるかによって、兼任

できるかできないか、だからこそ、よくしっかりとした人事をしていただきたい。人事に首を挟むところではないですが、よくしっかりとしたプロフェッショナルな方を求めたいと思います。

○近藤委員長 今、これを採用するかしないか、それと、1番、6番、二十何番で予算編成するときの事業の精査の仕方、準備の仕方、法人の準備であったりいろんなことですが、そういう括りの中でこれを入れたらどうかという意見と、2つ、今あるようです。そちらのほうで皆さん方の採決を採りたいと思いますが、どうでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 新法人設立のことについての文言を一言入れられれば、かなり整理できるんじゃないかな。まだ分かんわけですよ。法人の名称も分かんし、何も分かん状態ですので、その新たに設立される新法人のことを一言入れられてもらえば、要するに業務委託ですから、委託料の関係があるので、その点をちょっと書き込んでもらえばそれでいいんじゃないかなと思います。

○近藤委員長 意見をいただきました。今までも話し合いましたけど、予算編成をするに当たっては積算根拠であったり組織の説明であったり、そういったことが不十分だというのが今までの意見で出ておりました。その中でこの新法人も同等な扱いにして、先ほど言いました3つの項目の中に入れて、その中で繰り入れたいと思いますが、どうでしょうか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 でも、委員長、それは少し違うと思い、11番のところで新法人のことに触れてますけども、そのUIターンに限らず、観光事業も含めて新法人という項目を立てて、新法人に対して有効的かつ効率的な運営ができるように指導されたいというまとめにするということだったと思いますので、そこに、11番を核としながら入れたほうがいいと思います。

○近藤委員長 分かりました。今、坪倉委員のほうから、11番の新法人の項目があるわけでありまして、この中の効率的かつ有効的に委託業務が遂行され、期待する成果が上がるよう新法人を指導されたいという中に、前文としてこの項目を入れたいと思いますが、どうでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

分かりました。ほんなら、そういう形での取組をしていきたいと思います。

続きまして、農林課、町造林事業、32番ですね。Jークレジット販売手数料が前年よ

り4倍以上（216→88万円）になっている。販売量が計画では2倍（5,000→1,000万円）である。販売手数料が5%から10%になると説明があったが、5%の据置きはできないのか検討すべきである。金融機関以外に保険会社も参入されているが、本当に手数料の増を求められているのか疑問である。行財政改革……。

○大西委員 その部分は違うでしょ。その3行は違いますから。

○近藤委員長 はい、分かりました。

訂正をいたします。この32番の項目の下3行は、これは今まで出たところで載っておりますので、これは削除してください。本当に、こういった間違いもあります。執行部でも多々あるので、当然ありますので、御容赦をお願いいたします。

そういうことで、32番の一番最後は、疑問であるで閉じます。これについて皆様方の意見を求めます。

大西保委員。

○大西委員 これについては、昨日委員長が農林委員会に聞いていただきまして、ありがとうございました。いろいろ県内の状況も分かりまして、県の造林公社が1万2,000円ということで、これほとんどもう売り切れてしまったと。これも合銀さんがほとんどやっておったそうでございます。それで、今まで5%でやっているんですが、10%に本当に上げなければならないのか。例えば、具体的にいうと鳥銀さんに米子信金さん、そして保険会社、これまでこの方が実際に、いろんな日南町の知らんものまで買っていておられるので。要するに、会社のCSR、そういったコマースベースでなっておりますので、あえてこの手数料を5%から10%、合銀さんにすればいろんな広報で、新聞で、合銀さんはこうやってやってるのかという、大きく宣伝費みたいなものなんで、あえて10%に上げる必要ない。それで、逆に合銀さんがそこを強く言ってるのがちょっと聞こえないんですけども、私はこのままではどうか。

もう一つは、町の保有が来年のも、いや、来年度の途中でもうなくなりますんで、その期間だけ10%上げれば、次に、例えば、森林組合のほうになれば、森林組合がその手数料を払うようになるので、ちょっとその辺も疑問がありますので、あえて、もうややこしいときなんで、このまま合銀さんと、ちょっと申し訳ないけども、このまま据置きできないかは検討すべきであるという意見をしておきます。

○近藤委員長 これに対しまして、皆さん方の意見を求めます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ちょっと判断の迷うところですけども、町として、なぜこのタイミングで倍増の10%にしなければいけないのかっていうところは、大西委員と一緒に、理解に苦しむところです。本当に4年度中には全てがなくなって、5年度以降、町長の方針として追加認定を受けないということですから、5年度以降この事業がなくなるのに、なぜ今のタイミングで上げなければならないのか理解できません。

ちょっと文章的に疑問であるというふうになってますけども、据置き交渉をすべきとあっていうようなことは求めてもいいのかなと思ってます。

○近藤委員長 文章は疑問であるという閉じ方でなしに、据置きをするべきだという強い、であったり、再検討をするべきだというような、ちょっと若干強い言葉に変えて、これは採用すべきだという意見に今取りましたが、皆さん方の意見はどうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そういう形での取りまとめでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、若干文章のほうは変えさせていただきます。上のほうの4倍とか2倍とかのを削りまして、今の時期に5%から10%に引き上げるのはちょっと疑問を感じるという文章から始めて、5%の据置きを求めるといような書き文にちょっと考えてみますので、了解をよろしくお願ひし、またの検討をよろしくお願ひします。（発言する者あり）

もしこれをあれするなら予算は認めないということになりますが、その点の検討についても、手数料が88万円という予算が計上されておるわけでありまして、据置きすべきだという文言にした場合は88万円を認めないということになりますが、その点の検討もよろしくお願ひします。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 その88万円を認めないということではなくて、当然、日南町だけが5%を主張しても、合銀さんが、じゃあ5%なら一切やりませんよということになるのかもしれない。やっぱり交渉事ですから、相手があつての交渉事ですから、交渉をされたいというようなことで私はいいと思います。一方的に町が町執行部だけで決定できる事柄ではないので、交渉を求めるとか、されたいとかということでもいいと思います。

○近藤委員長 ということです。5%の据置きに向け交渉されたいという文言で閉じたらよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

古都勝人委員。

○古都委員 文面はまたじっくりやらにゃいけんのかも分かりませんが、いわゆる最後2

段、本当に手数料の増を求めているのかというような疑問とか疑いの表現はまずいと思いますんで、先ほど言われたように、すっきりとした文章で、検討されたいとか交渉されたいとか。ですから、もうちょっと削ったほうがいいではないかと考えます。

○近藤委員長 大幅に削って提出していきたいと思います。またそのときに再検討をよろしく願いいたします。

続きまして、33番、森林保全総合対策事業。カーボンオフセットクレジット売払い収入が1,000万円とあるが、販売量では1,250トンである。令和4年度の途中で町の保有量がなくなる。町は対応として町の他企業の保有量を共同販売検討しているとのことであるが、検討が遅過ぎる。以前より指摘をしている。本来あるべき姿の町有林のJ-クレジットの新たな取得申請を早期にすべきである。また、道の駅へのJ-クレジットの寄附を再度やめるべきと求める。すみません、括弧を省略しました。やめるべきと求めるという意見書を提出いただいております。これに対して皆さん方の意見を求めます。

大西保委員。

○大西委員 これも私が書いたんですが、私は思いをそのまま書いたので、文章の内容についてはまだですけど、要するに、あえて2050年、カーボンオフセットゼロという形で売ってる町、そして11万トンのCO<sub>2</sub>の量が持つておるといふことでもありますので、今現在6,600トン、森林組合9,000トン、要するに1万5,000トンで。だから、本当にまだまだ申請さえすれば町の保有量はいけるはずなので、それを再検討していただきたいと、本来あるべき姿にすべきという思いです。それで、例えば森林組合だったら本当にこれからの管理、それからクレジット基金とかいろんなものにいろんな波及してきますので、本来あるべき姿であるべきだと思っております。

○近藤委員長 これに対して皆さん方の意見を求めます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 町内他企業の保有量を共同販売するっていうとこの聞き取りがしっかりできてないっていうことはありますけども、これ、森林組合が持つとる保有量を町が共同販売して、それが町の売上げになるのかって言えば、ならないと思います、森林組合の売上げで。ですから、この町長の言葉っていうのは本当にまやかしと感じざるを得ないところがあります。そういうことを踏まえた上で、やっぱり大西委員が言われたように、町として申請可能な森林がまだあるわけですから、しっかりと申請をして、J-VERを取得して、継続的な販売活動ができるような取組はまずやるべきだと思っておりますし、最後の1文につ

いても、本当に道の駅への寄附によってカーボンオフセット、CO<sub>2</sub>排出ゼロの道の駅つてというような宣伝も現状にふさわしくないと思いますので取り上げるべきだと思います。

○近藤委員長 今、提案者の大西委員の思いと、それから坪倉委員の、両方とも採用すべきという意見の下ではありますが、坪倉委員のほうからは他企業との保有量を共同販売するというのは日南町の収入に恐らくならないということで、検討が遅い、遅過ぎる、どっちかいったら町としては取得申請を早期にすべきだということ、それから道の駅のJ-クレジットの寄附をやめるべきという議会としての意見を取り決めるということで採用を認めるというような発言がありましたが、そういった形でよろしいでしょうか。それとも取り上げる必要はないというお考えの方があつたら発言を求めます。

それでは、取り上げる必要はないという意見がありませんので、これはもう文言を検討した上で取り上げていきたいと思ひます。

それでは、最後になりますけど、本日提出されました追加の資料でございます。企画課、34番、観光振興対策事業であります。レンタルサイクル事業において、既にエコツーリズムの活動として電動アシスト自転車を活用している地区もあり、町の備品として購入するのでなく、町全体の施策として推進するために、新法人に対し補助金、助成として対応すべきと考えるという意見をいただいております。この意見に対して皆さん方の意見を求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 これは観光対策事業、頂いた資料の一番下に載ってた電動サイクルの購入資金というのがあります。1台が18万幾らで10台分、18万の180万ですか、そのことに対しての意見です。購入して町の備品として管理するのではなくて、新しい法人に対して助成金とか、そういう形で支給するほうがいいんじゃないかなという意味を込めた意見であります。

○近藤委員長 すみません、電動アシスト自転車を町の備品として購入するのではなく、要するに、電動アシスト自転車を購入することはやめたほうがよいという意見書でしょうか。それとも、買って町の備品として置いとくでなしに、新法人で活用してもらおうようにしたほうがよいという意見なのか、ちょっとお伺いします。

○荒木委員 要するに、町としては、新しい法人が法人として購入するための資金として助成をするべきで、町として購入するべきではないという意見です。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この件について若干質問したときに、いわゆる新法人への委託料の中で自転車を購入するという事になったって、じゃあ、それって委託料を出して自転車買えば、所有者っていうのは新法人になるのかって問うたところ、それは町のもですよということでありました。ですから、この意見を出すとするれば、このアシスト自転車購入費という部分を委託料をカットして、新たに町の予算書上は町の備品購入として180万を計上しなければならないということですよ、そういう考え方ですか。ちょっとそここのところ…（「それまた説明が違う」と呼ぶ者あり）明確でないもんで。

○近藤委員長 荒木博委員。

○荒木委員 予算の説明のときに、購入した自転車は誰が管理するか、町の備品としてという説明があったので、これを上げたわけです。

○近藤委員長 うん、分かります。それは分かりますが、要するに、町の備品でなしに、新法人の備品にきなさいということですか。補助金を新法人に出して、新法人のほうで購入されて、新法人の備品として管理きなさいという。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）そういうことですか。ということだそうです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 その扱いというのがどうなのかはあれですけど、私が一番思うには、新法人が資産として所有するのではなくて、もうリース物件、いわゆる軽自動車とかをよくリースされますよね、法人がね。例えば林業アカデミーさんとか、その他いろいろとリースでやられます。別にここで備品として買う必要がなぜあるかというところだと思います。委託料の中にリース料として計上するのであれば、誰も所有者がない、いわゆる業務に使う分を、その年度分をリースで払うという非常にスマートな予算になるんじゃないかと私は思うんですけど、どうでしょうか。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 すみません、リースというのも一つの方法であるし、法人に補助金を出して法人の備品にするというのも一つだと思いますけども、従来の観光協会、そして新法人の流れとして、例えば使うパソコンであったり机であったり、全て町が準備して、本当に業務だけを委託するという流れでこれまで来てます。今回も立ち上げ費用120万もあったりして、その中には、今度、人も増えるわけで、それは机とかパソコンとかっていうのも含まれるのかもしれませんが、やっぱりそういう全体の流れからすると、やっぱり法人に委託料で買ってもらって、その分はあくまでも全て町ですよという流れ、統一性から

いってそういう流れも考えられるし、あってもいいのかなとは思っています。

○近藤委員長 いろいろ意見が出ております。レンタサイクル、要するに電動アシスト自転車を購入するということはどうも異議がないようでありまして、その運用とその所在ですね、に対して皆さんいろんな考えがあるようです。この電動アシスト自転車を誰かが所有しても、町内に入ってきたときにどういう形が一番活用される体制になるかならないかというのもしっかり考える必要が自分とすればあると思ひまして、町で保有してるほうがよいのか、観光協会で保有してるほうが活用機会が増えるのかという考え方もあるんじゃないかというような気もするわけです。リースという考えもありましたね、すみません。これをリースとして借りて年間使用してリースを更新したり、いろいろな方法があろうとは思いますが、これがリースであるのかないのかも分かりませんが、リースにするとか、新法人に町から購入部分の金額を補助金として出して、新法人が買われて活用されるということ、それから町が買って、町から新法人に向けてリースするという方法、いろいろあるわけですし、どの方法がよいか意見として分かれているようですが、どういう形で取りまとめたがよいですか。

坪倉勝幸委員。

○近藤委員長 それは町の備品であっても管理はこの新法人がするわけですから、利用の面についてはさほど影響はないと思います。ですので、あえてここで意見として上げるのではなくて、今までの全てが備品等について、委託費で直接業者とのやり取りは法人がされても、あくまでも町のものであるという原則に立てば、こういう現時点でこの意見は特に必要ないと思ひています。

○近藤委員長 これを取りあえず今の時点では採用する必要があるという意見が初めて出ました。これに対しての意見を求めます。

荒木博委員。

○荒木委員 今、いろんな意見が、委員長も言われたように何通りかあるわけで、リースとかいうこともあります。じゃあ、町の備品として購入するべきではないというのは、取りあえずこれは取り下げておきたいというふうに思ひます。

○近藤委員長 ここに出されたものを取り下げるとするのは一応できませんので。（発言する者あり）

荒木博委員。

○荒木委員 今までの委員会の特別委員会的时候も取り下げた経緯がたくさんありますの



で。

○近藤委員長 ああ、そうかな。

○荒木委員 はい。（「できる」と呼ぶ者あり）できると思いますが。

○近藤委員長 はい、分かりました。前例に今は従っていきます。提案者のほうがこの提案を取り下げるということで、ですので、このたびはこれを採用しないということを決めます。

これで皆さん方から提出されました審査を全て終了いたします。

ここで次の話に進む前に暫時休憩をいたします。再開を2時25分といたします。

〔休 憩〕

○近藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど、審査意見の取りまとめについて、皆さん方の意見をお聞きいたしました。それによりまして採用すべき項目が決定しましたので、これを順を追って確認しながら、皆さん方の思い入れの言葉などを反映したいという言葉がありましたら、今後、文章をつくるのに参考にしたいと思いますので、協力をお願いいたします。

まず最初に、1番は採用するというので、この1番につきましては、項目6の行財政改革実施計画で始まる項目と11番の移住定住を効率的に推進するためという頭と、それから25番の介護福祉奨学金でありますけど、予算編成の段階で適正な算出根拠を示されたいというのを、この4項目を2つぐらいに分けた文章にして意見書として出すということで話を伺っておりますが、それで間違いありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）1と6と11と25が大体一応、計画であったり予算編成に対してなかなか準備ができてない、精査が足りないというような審査意見としたいと思っております。（「はい」と呼ぶ者あり）

それから、2番、採用するというので、それから3番は不採用ということで、4番も不採用ということで、それから5番が不採用、6番が1番と最初と合併して採用するというので、7番が不採用、8番も不採用ということで、9番と10番を一緒にして内容を精査して採用ということになります。それから、11番も最初の項目と合併していきます。それから、12番は不採用ということで、13番と14番を合併して文言を精査した上で採用ということにいたします。それから、15番が不採用ということ。16番も不採用ということで、17番が、これが、待って、19番……（「19番と合併」と呼ぶ者あり）19番と合併して採用ということで決定しました。18番が……（「20番」と呼ぶ者あり）

り) 20番と合併をして採用ということで、21番が不採用ということ、22番も不採用、23番も不採用ということで、24番も不採用ということで、25番が1番のほうに組み入れて採用ということになっております。26番が不採用ということです。27番、28番、29番が不採用となっております。30番はこれから審議をお願いしますけど、31番は不採用だったね。(発言する者あり) 31番、何だったっけな。(「新法人での体制」「取り下げます」と呼ぶ者あり) 11番の新法人と合同して生かすということで検討してみます。

それから、32番が採用ということで、これがこの時期に手数料の5%から10%に変更するのに疑問を感じると、据置きに向け交渉されたいというような文章に変えるということです。33番が上のほうをやめて検討が遅過ぎる、J-クレジットの新たな取得申請を早期にすべきである、道の駅へのJ-クレジットの寄附をやめるべきと考えるかな、と求める、そういう形でいうことでもあります。34番が取り下げるということでもあります。

以上で間違いありませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 さっきありましたけども、11番は1番に含めるということではなくて、ほかの法人関係のものと11番を基にして新法人っていう項目を立てるということではなかったですか。

○近藤委員長 いろいろ変わっております。

○坪倉委員 11と31番とかっていうことも含めてですね。

○近藤委員長 お諮りします。今まで流れに対して、なかなか自分はずっきり分かりませんが、新法人の項目を1項目設けた意見を取りまとめるということによろしいでしょうか。(発言する者あり)

なら、新法人は予算執行のとか計画とかは別に、新法人というくくりの項目を1つ提出項目をつくります。(「それは何番と何番をまとめるのか」と呼ぶ者あり) 新法人と書いてあるやつは全部寄せます。(「11と31」と呼ぶ者あり) 11と31だそうです。11と31ですか。(「そうですね」と呼ぶ者あり)

○坪倉委員 予算編成過程について、福祉人材確保事業とかということも含めるということなんで、休憩前のときも発言したんですけど、6番の行革推進についてはやっぱり別でお願いをしたいと思います。

○近藤委員長 6と10……(「6は単独」と呼ぶ者あり) 6番は別建てでの審査意見の

取りまとめにしてほしいということでもあります。そういう形でもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほんなら、6は別建てということで取りあえずつくって皆さん方にお示ししたいと思います。

11と31が別建てで新法人の項目、いうことは、1と25が1つの項目として立てるということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

何よりも次のたたき台ができるかできんかが問題であります。（笑声）これが大変不安でございますが、それでは、30番に戻っていただきまして、これ、予算審査ではない、意見書ではない項目ですけど、予算について疑問を感じるということここでここに提出されております。これについての説明を提案者に求めます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 まず、書いておりますけども、基本的には当初予算案の修正を求めたいと思っております。

今回、明らかに売電収入が見込めない期間が半年に及ぶということでありながら、通常年と同じように1,200万円の売電収入が見込まれております。地方自治体の予算の作り方っていうところに、少し駄弁でありますけども戻りますと、当初予算のやっぱり年度期間中に町長として何をしたいのか、何をしなければならないのか、そういったところを事業計画を立てて、その事業に必要な経費を見積もる。その経費を賄うために財源をどこに求めるかっていうところが基本なわけであります。

そうした中で、この再生可能エネルギー発電特別事業会計、基金積立ては別といたしましても、大体850万ぐらいの経常的な経費がかかるわけであります。そうしたその経常的な経費、1年間の事業費がかかる中において1,200万の売電収入を充てておられますけども、実際これが歳入欠陥に陥ることはもう既に明白であります。そういう予算の立て方が、これはもうまず基本的に地方自治体の予算として適切でないと思います。

ですから、仮に、今回収益的事業の特別会計でありますけれども、そういった事態が想定されるときには、一般会計から必要な資金の繰入れ、あるいはその前に基金があれば基金からの繰入れ、そして、あまりいい方法じゃないんですけども、次年度予算からの繰上げ充用というようなことも、これは決算段階でないとなかなかできないですけども、そういう手法もある中で、全くこれまでと同じような考え方で歳入見積りをされております。当初予算の位置づけ、意義などに照らして、不適切な予算と言わざるを得ないと思っておりますので、まず、財源とされております売電収入を、明確なところは確認が必要であり

ますけども、半年分が半年期間発電できないとすれば、半額に減らして通常の経費として見込まれる850万を捻出するために、その相差であります250万程度は基金からの繰入れで必要な財源を確保するという予算に修正すべきだと思っております。以上です。

○近藤委員長 提案者からの説明がありました。予算の立て方が適切でないということです。当初予算というのは年度内に何がしたいか何をするのか、それを精査した上で示す必要があるが、財源収入が、要するに収入ですね、発電所売電量が明らかに発電施設が停止してる状況の中で通常年の売電収入が記載され、それに基づいた執行経費が計算されているということが一におかしいということで、この発電売電量が発電可能な期間にとどめて、その発電量で補えない部分は予算計上してある基金積立金をゼロにし、また足りない部分は基金から繰り入れるという予算書に組み替えるべきだという提案であります。ということで多分間違いないと思いますが、それに対して皆さん方の考えをお伺いします。議会のほうでこの予算書を修正して提出すべきかどうかということです。その点についてお伺いします。

荒木博委員。

○荒木委員 予算審査のときに住民課長のほうから説明があっております。大体工事のほうも入札した工事について9月末というような、かかるという説明はあったんですが、実際に工事が1か月、まさか1か月は終わらないとは思いますが、2か月、3か月で終わる場合もあるし、はっきりしないので当初予算を上げたという説明だったというふうに思いますので、確かにそのとおりということがありますので、私はこれでいいんじゃないかなというふうに、取りあえず意見としては一番最初の予算計画のほうに、1番の全体のほうに一言加えるということによろしいんじゃないかというふうに思います。

○近藤委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 半年が適切かどうかというのは分かりませんが、標準工事期間が190日だというふうに言われて、説明もありました。そういうことからして、それこそ6か月で、6か月かからずに早く終われば12月とか3月での予算の補正っていうのはあり得ると思いますし、逆に工事期間が伸びたときにはさらに補正ということはあると思いますけども、まず当初予算として財源が適切でないと云々ざるを得ない。それは補正とは全く考え方が違うと思っておりますので、ぜひ賛同いただきたいと思っております。

○近藤委員長 古都勝人委員。

○古都委員 私は実はこの30番は具体的なことも書いてありますので、例えば1番の全

般の中に、ここにも例えば教育住宅管理何かというようなことも書いてありますけれども、もう一つつけて、特別会計においてということではっきり分かるようにして、今後気をつけられたいというような形で今回は処理をしたらと考えております。聞いてった。もう一度言いましょうか。

○近藤委員長 いや、結構です。

○古都委員 はい。

○近藤委員長 今、執行部のほうから2時50分に臨時放送が流れるということですので、その間、若干会を中止しますので、その辺をお含みおきをお願いします。

久代安敏委員。

○久代委員 昨日でしたかね、住民課の聞き取りもしました結果、やっぱり売電収入が明らかにもう見込めんということが明確になりました。ですから、当初予算の修正を、結局議員発議でなければできないかなとは思いますが、もし執行部が一旦提案された予算を修正……（「訂正」と呼ぶ者あり）訂正ですよ、事件として。訂正されればそれはそれでいいし、そのための科学的な根拠がもう明らかになっているわけですから、この時点で。繰越明許されてるわけですよ。それで、2月の何日かに入札されて、現在工事中だという話でしたよね。ですから、予算を執行部から再提出されるのが一番ベターかなと思いますが、どうでしょうか。坪倉委員、どう思われます。

○近藤委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 古都委員がおっしゃいましたように、やはり確かに当初予算の見積りというのが多々、このたびの再生エネルギーの関係以外にもあったわけでございます。額の大きい小さいというのが一つの判断にもなるんかもしれませんけれども、そこら辺りの細かいことを、これを追及というか、意見として取り上げるという方向性が出てしまうと、ほかなものにもやはり影響も出るということもあろうかと思えます。

それと、やはり予算を編成するタイミングというのもあります。実際にはもう12月頃から予算を見込みながら積算をして、最終的に3月定例会に提出するという時間的なものもあったりしまして、なかなか本来でしたらしっかりとした予算を組むっていうのが当たり前ではありますけれども、やっぱりそこら辺は考慮すべき部分ではないかと思えます。そこまで厳しく議案の修正というのを議会が行うべきかどうか。実際この再生エネルギーの事業に関しては、歳入歳出、今の時点では合ってるんですけど、実際これから基金を取崩しということも出てきたりするんですけども、その辺りで実際にこの事業ができないと

いうわけではないと思います。やはり補正を絡めながら、現状にあって予算の補正を適宜やっただきながら、そこで議会もチェックをしていくという流れというのも一つの考え方だと思いますので、あえて修正というような形を取らなくてもいいんじゃないかと思っています。以上です。

○近藤委員長 大変熱が籠もった議論が繰り広げられておりますが、ここで3時まで若干休憩を入れたいと思います。3時まで休憩いたします。再開は3時からです。

〔休 憩〕

○近藤委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

8番のその他で再生可能エネルギー発電事業特別会計に対する議案の組替えというか訂正といいますか、今のところ、この再生可能エネルギーの発電ができない状態での1年間通した売電収入が計上されている。大変当初予算としての予算組みとしてはおかしいので、執行部のほうの事件としての訂正を求めるか、議会として修正をすべきという意見と、そこまでなくて、1番の全般の項目の中に、いろいろ事業に対する調整が不十分のまま予算編成されているという項目に、具体的な事業名を上げて意見書とするべきというような意見が大体、この2通りの意見が出ていると思います。これに対して再度皆さん方の意見交換を求めます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 休憩前に岩崎委員からの発言もありましたけども、1番のこの予算編成過程に対する意見というようなレベルとは全く違うと思っております。例えば一般会計でいいますと、全てなんですけども、議決は款、項までです。それ以下の節等については執行部の権限で流用可能ですし、また、予備費の活用についても町長の判断できるっていうことで、予算編成過程、本日も議論いたしました予算の根拠が不十分ではないかというようなことは全く違って、今回の再生可能エネルギー特別会計については、歳入欠陥がもう見込まれておるといふ当初予算であります。このことは非常に大きな問題だと思います。議会としてチェック機能を、こういうときこそ議会の権能をしっかりと発揮して、執行部が足りるところを議会が補うというその取組はこういうときにこそしっかりと発揮すべき事柄だと思います。

○近藤委員長 皆さん方の意見を求めます。大変重要な案件ですので、できましたら皆さん方の意思の表示をお願いしたいと思います。この項目についての意見を求めています。

（「全員に発言を」と呼ぶ者あり）できたら全員の意見を、こういった大変重要な問題で

すので、意見を述べていただきたいということです。

○近藤委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 同僚委員、荒木委員が言われたようにいいですか、住民課長も説明がありましたように、その作成時点、いつ作成かっていう時点もありますし、この後、例えばここで直してもまた次どこかの時点で金額、月によって売上げは修正は当然出るであろうし、それで特にこれを、どういふのかな、改めてっていうのではなくて、荒木委員と同じ方法で私はいいと思います。

○近藤委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 この事業については先日補正予算で繰越明許が可決されておりますので、9月まで工事がかかるということはもう議会として認めてるわけです。それに対してこの1, 200万の収入というのは矛盾した予算が組まれているということで、まさしく先ほど坪倉委員がおっしゃってたとおり、歳入欠陥を含んでる予算であるということなので、やはり修正していったほうがいいと私は思います。

○近藤委員長 大体意見が出そろったように感じます。意見がもう少し言いたいという方がおられましたら受け付けます。

ないようです。この意見についていろんな取り組み方があると思いますが、取りあえずこの意見に対して議会として修正をするかしないかについて皆さん方の賛否を聞きたいと思います。（「予算書のみですか」と呼ぶ者あり）これを含んだるので予算書の修正です。再生可能エネルギー発電事業特別会計の予算に対する議会として修正をするという議決を取りたいと思います。これを議会として修正をすべきという方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 3名です。これを何らかの形ということにします。意見書として上げて、修正までは至らないということで、意見書としては上げるということですけど、その方向で進めたほうがよいというお考えの方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○近藤委員長 5人です。よって、この項目につきましては、何らかの形で意見書をつけて、意見書として提出するということで決しましたので、了解をお願いします。また、委員長としても担当課のほうには申入れを申し述べたいと思っております。

以上をもって本日の委員会を閉じたいと思いますが、次は月曜日に総括の2回目ということになっております。委員長、副委員長で原案をつくって、月曜日には提示したいと思

います。それに対して皆さん方の意見を求めたいと思いますので、皆様方もその意見を考  
えておいていただきますよう、よろしく申し上げます。

本日はこれをもって委員会を閉じます。御苦労さんでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長